

〔平 27. 10. 14
総 2 3 - 2〕

説 明 資 料

〔個人住民税 ②〕

平成 27 年 10 月 14 日 (水)

総 務 省

目 次

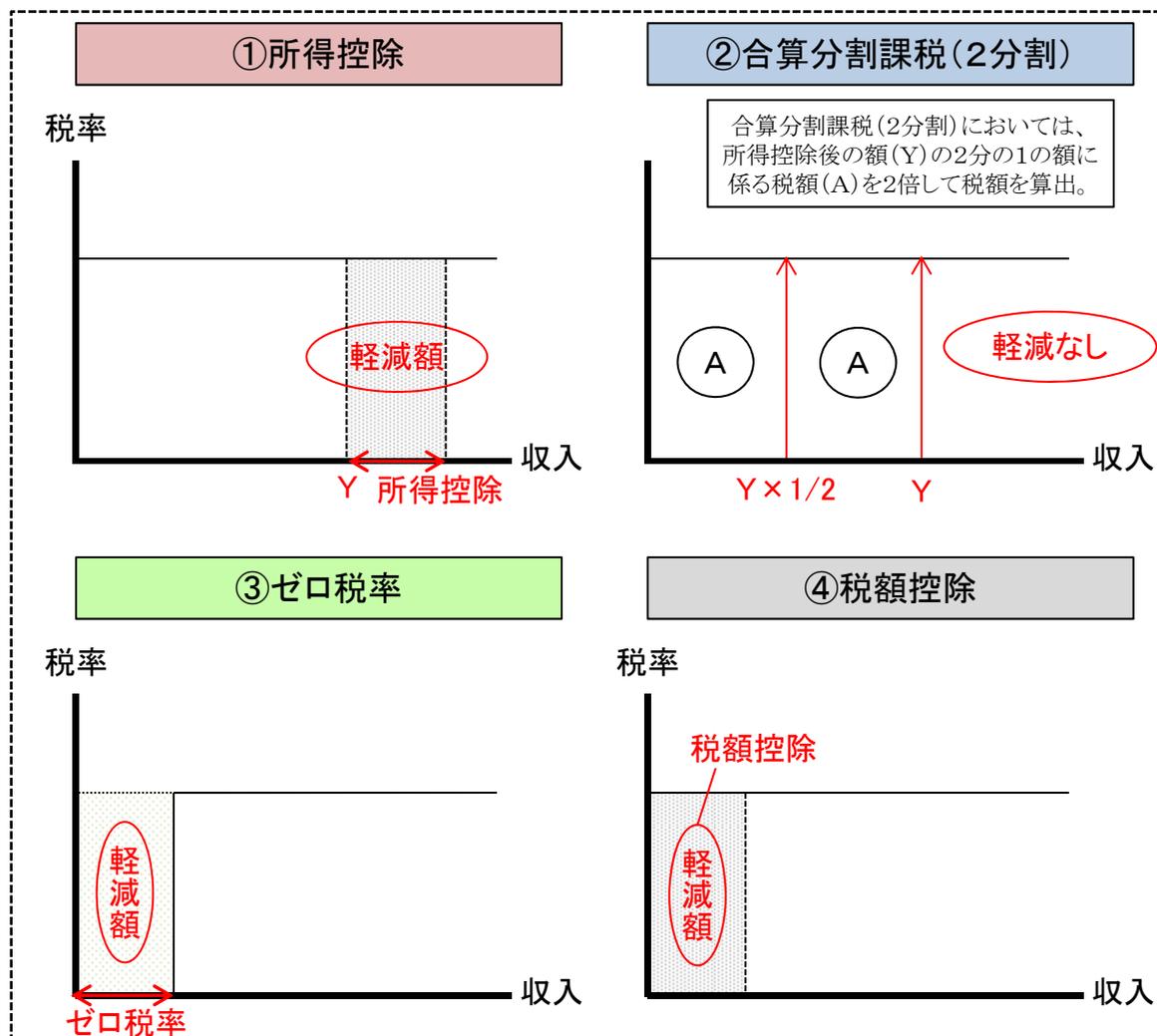
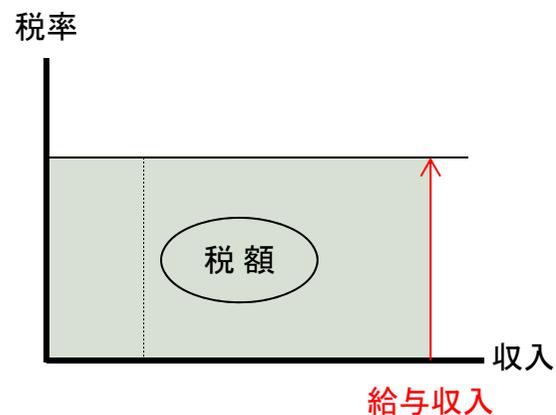
1. 個人住民税における税負担の調整・税率構造の推移	1
2. 個人住民税における所得控除・税額控除	5
3. 働き方の選択に対して中立的な税制の構築（第一次レポートの概要）（個人住民税）	11
4. 個人住民税の課税最低限	12
5. 個人住民税の納税義務者	23
6. 個人住民税における偏在度	30
7. 個人住民税の性格	34

1. 個人住民税における税負担の 調整・税率構造の推移

所得課税(比例税率)における負担調整制度の効果(イメージ)

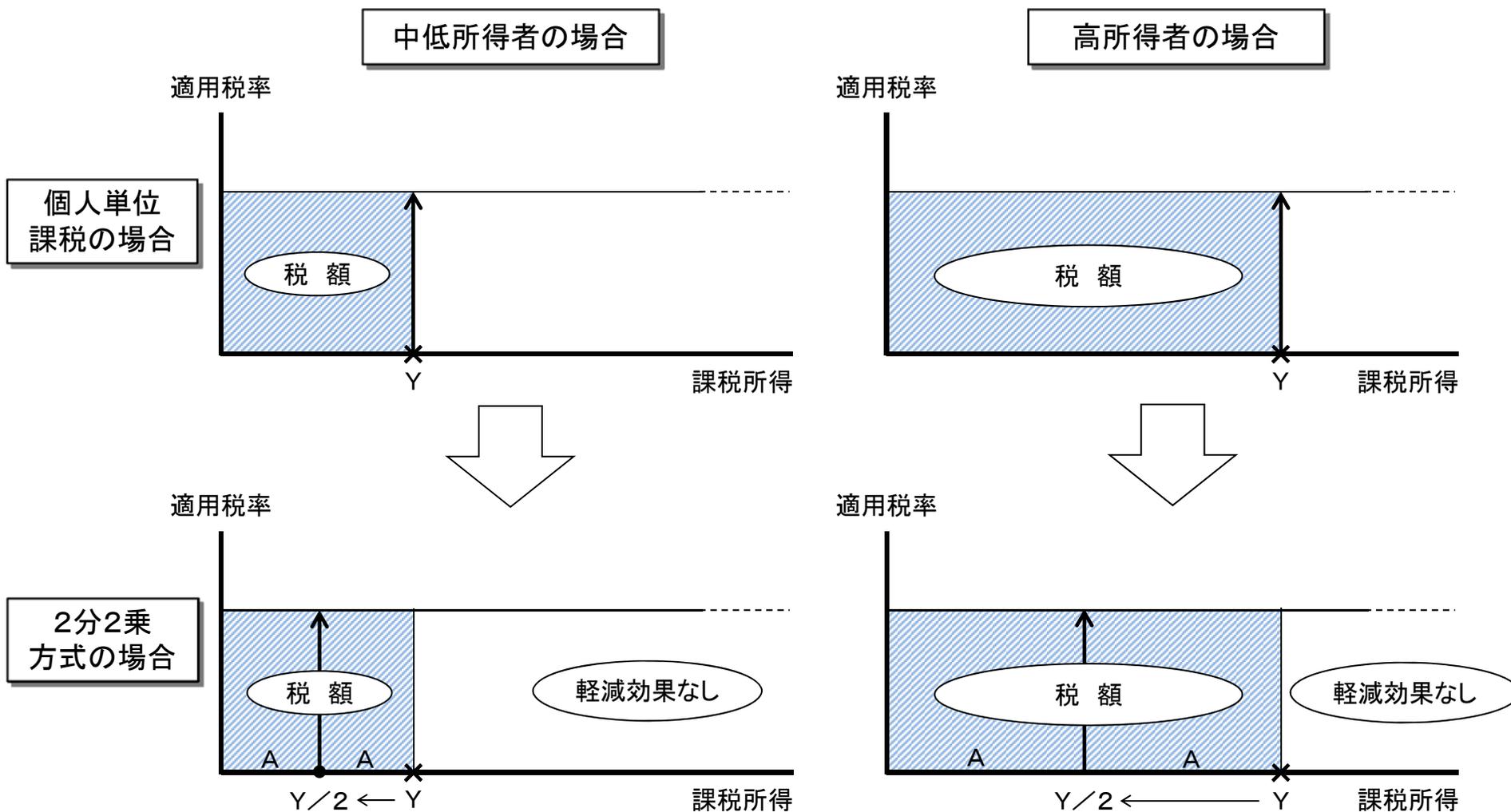
- 我が国における個人住民税は比例税率となっており、この比例税率における所得課税の場合は、負担調整効果の観点から見れば、①所得控除、③ゼロ税率、④税額控除については、いずれも同じ効果となる。また、②合算分割課税(2分割)については、そのこと自体による負担調整効果は生じない。

給与収入の額に税率をそのまま適用した場合



個人住民税(比例税率)における合算分割課税の効果(イメージ)

- 我が国における個人住民税は比例税率となっており、合算分割課税を適用しても、所得の多寡にかかわらず税負担の軽減効果がない。



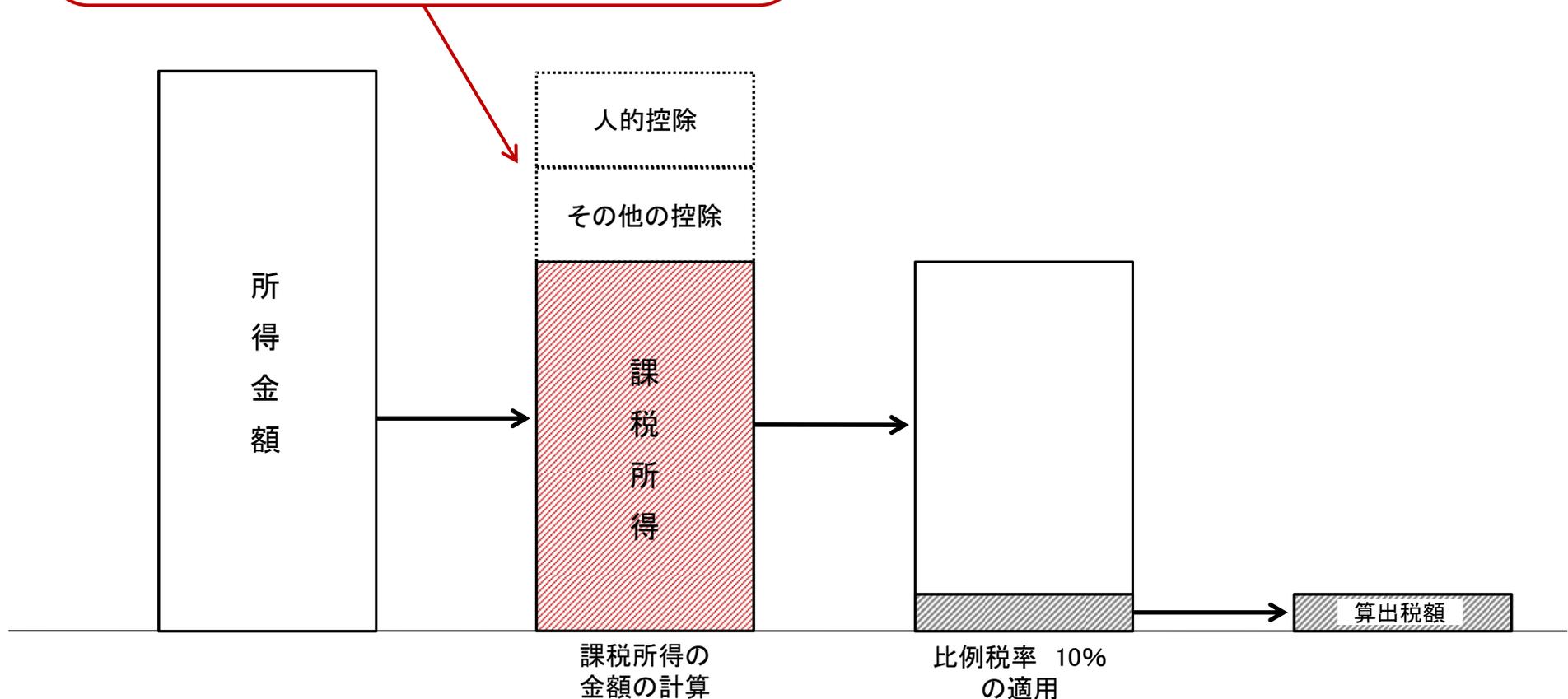
(注) 合算分割課税方式の基本的構造を示すため、所得控除、税額控除等は捨象している。

個人住民税における税負担の調整

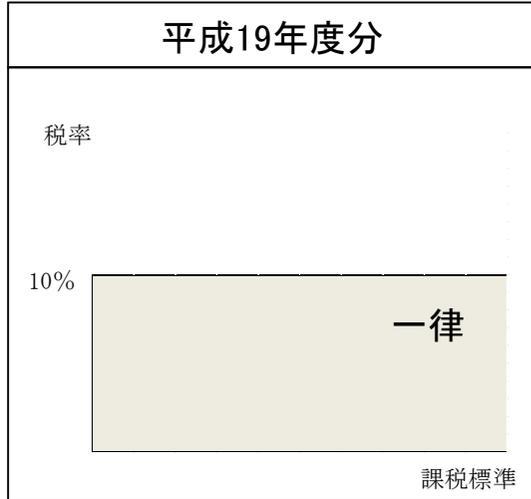
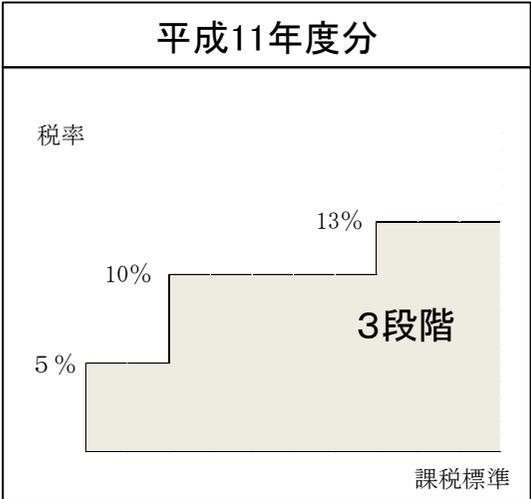
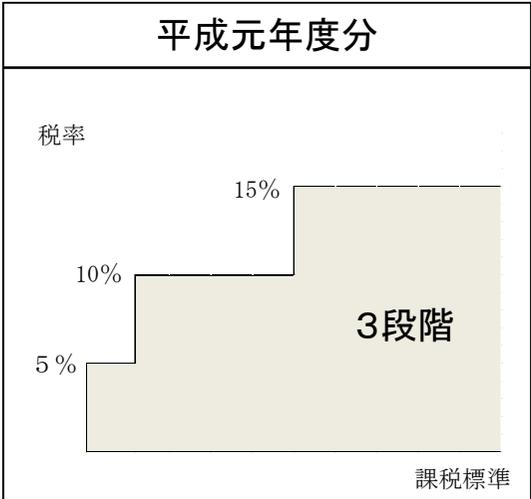
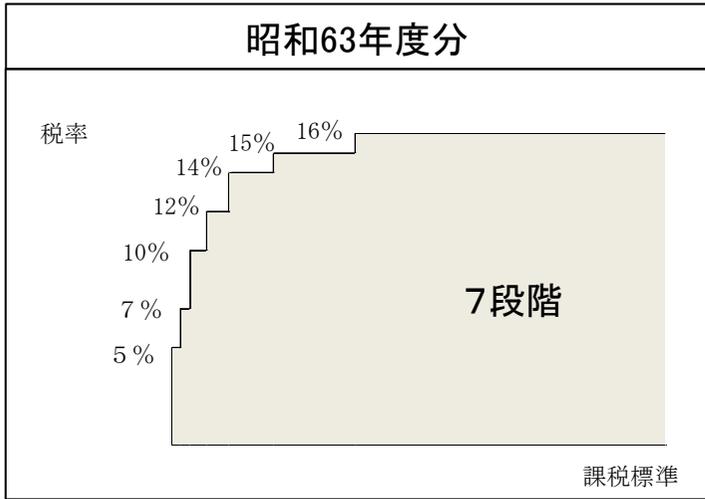
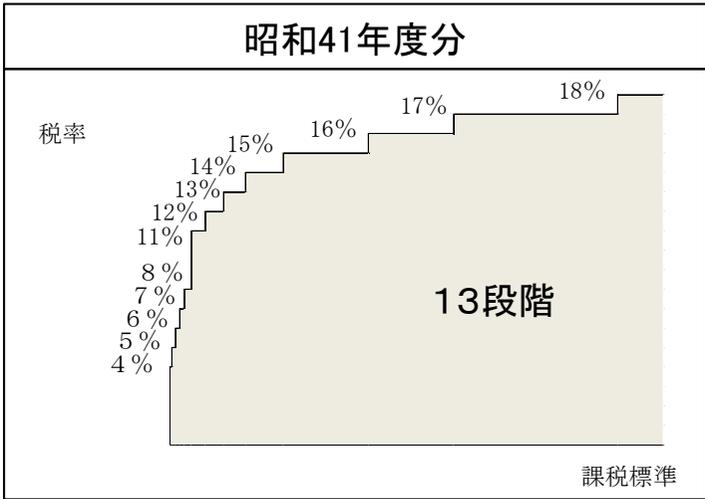
◎個人住民税の税負担の調整は、主に「控除のあり方」によって実現。

◎「課税所得」を担税力の指標として位置付け、その計算の過程で、家族構成や収入等の納税者が置かれた事情の斟酌やその他の政策的な配慮を行うために各種の所得控除を適用。

◎所得控除の適用により、課税最低限が画されることとなり、一定の所得金額までは負担を求めないという役割。



個人住民税における税率構造の推移（イメージ）



2. 個人住民税における 所得控除・税額控除

人的控除の種類及び概要（個人住民税）

○ 個人住民税の人的控除については、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、所得税の控除と同様の体系としながら、その金額は所得税よりも低く設定。

	創設年 (個人住民税)	対象者	控除額		本人の所得要件	
			【現行(平成27年度)】	(参考) 所得税(平成26年)		
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	33万円	38万円	—
	配偶者控除	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者 (控除対象配偶者)を有する者			—
	控除対象配偶者	昭和41年度 (1966年度)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	33万円	38万円	—
	老人控除対象配偶者	昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	38万円	48万円	—
	配偶者特別控除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である 配偶者を有する者	最高 33万円	最高 38万円	年間所得1,000万円以下
	扶養控除	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等 (扶養親族)を有する者			—
	一般の扶養親族	昭和37年度 (1962年度)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族 を有する者	33万円	38万円	—
	特定扶養親族	平成2年度 (1990年度)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	45万円	63万円	—
	老人扶養親族	昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	38万円	48万円	—
	(同居老親等加算)	昭和55年度 (1980年度)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+7万円	+10万円	—
特 別 な 人 的 控 除	障害者控除	昭和37年度 (1962年度)	・障害者である者 ・障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	26万円	27万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年度 (1968年度)	・特別障害者である者 ・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	30万円	40万円	—
	(同居特別障害者控除)	平成24年度 (2012年度)	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常 況としている者	53万円	75万円	—
	寡婦控除	昭和37年度 (1962年度)	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	26万円	27万円	①の場合 年間所得500万円以下
	(特別寡婦加算)	平成2年度 (1990年度)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	+4万円	+8万円	年間所得500万円以下
人 的 控 除	寡夫控除	昭和57年度 (1982年度)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	26万円	27万円	年間所得500万円以下
	勤労学生控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円	年間所得65万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

その他の所得控除制度の概要(個人住民税)

控除の種類	概要	控除額の計算方法		
雑損控除※	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ①(災害損失の金額+災害関連支出の金額)×年間所得金額×10% ②災害関連支出の金額-5万円		
医療費控除※	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left(\begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等} \\ \text{で補てん} \\ \text{される額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right) = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額200万円)}$		
社会保険料控除※	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額		
小規模企業共済等掛金控除※	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額		
生命保険料控除	旧契約(平成23年12月31日以前に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料、個人年金保険料を支払った場合に控除 (それぞれについて左記の計算方法で計算し、合計額70,000円を限度とする)	年間支払保険料等 15,000円以下 15,000円超40,000円以下 40,000円超70,000円以下 70,000円超	控除額 支払保険料の全額 支払保険料×1/2+7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円(適用限度額)	生命保険・個人年金保険に関して、新契約と旧契約の保険料を支払っている場合には、新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額が控除額となる。 (各保険ごとの控除限度額28,000円、全体の控除限度額70,000円)
	新契約(平成24年1月1日以後に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合に控除 (それぞれについて左記の計算方法で計算し、合計額70,000円を限度とする)	年間支払保険料等 12,000円以下 12,000円超32,000円以下 32,000円超56,000円以下 56,000円超	控除額 支払保険料の全額 支払保険料×1/2+6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円(適用限度額)	
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った保険料の金額の2分の1の金額を控除(最高限度額2万5千円)		

(注) ※の4つの控除は、所得税と全く同様の計算方式としている控除

基礎控除、扶養控除、配偶者控除の控除方式の沿革

適用年度	基礎控除	扶養控除	配偶者(特別)控除
昭和25年度 個人住民税の創設 (シャープ勧告)	所得税の計算の例によるものとして導入	所得税の計算の例によるものとして導入	
昭和37年度	住民税独自の所得控除として規定(創設)	住民税独自の所得控除として規定(創設)	
昭和41年度			創設(所得控除方式) ⇒扶養控除から分離
昭和63年度			配偶者特別控除の創設
平成17年度			配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止

障害者控除、老年者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除の控除方式の沿革

適用年度	障害者控除	老年者控除	寡婦(寡夫)控除	勤労学生控除
昭和26年度	所得税の計算の例によるものとして導入			
昭和27年度		所得税の計算の例によるものとして導入	寡婦控除について、所得税の計算の例によるものとして導入	所得税の計算の例によるものとして導入
昭和37年度	住民税独自の税額控除として規定(創設)	住民税独自の税額控除として規定(創設)	住民税独自の税額控除として規定(創設)	住民税独自の税額控除として規定(創設)
昭和43年度	所得控除方式に改正	所得控除方式に改正	所得控除方式に改正	所得控除方式に改正
昭和57年度			寡夫控除の創設(所得控除方式)	
平成18年度		廃止		

雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、寄附金控除の控除方式の沿革

適用年度	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	生命保険料控除	寄附金控除
昭和26年度	所得税の計算の例によるものとして導入	所得税の計算の例によるものとして導入			
昭和27年度				所得税の計算の例によるものとして導入	
昭和28年度			所得税の計算の例によるものとして導入		
昭和37年度	住民税独自の所得控除として規定(創設)	住民税独自の所得控除として規定(創設)	住民税独自の所得控除として規定(創設)	住民税独自の所得控除として規定(創設)	
昭和60年度				個人年金保険料控除の創設(所得控除方式)	
平成2年度					創設(所得控除方式)
平成21年度					税額控除方式に改正
平成25年度				介護医療保険料控除の創設(所得控除方式)	

※ 上記のほか、昭和43年度に小規模企業共済等掛金控除が、平成3年度に損害保険料控除(平成18年度改正で地震保険料控除に改組)が創設されている(いずれも所得控除方式)。

我が国の個人住民税における税額控除制度

二重課税の排除の観点から設けられているもの

- 配当控除(昭和37年度創設)
- 外国税額控除(昭和37年度創設)
- 配当割額控除(平成17年度創設)
- 株式等譲渡所得割額控除(平成17年度創設)

(参考)

税額控除から所得控除とされたもの

- 障害者控除、老年者控除、寡婦控除、
勤労学生控除(昭和37年度～昭和42年度)

その他

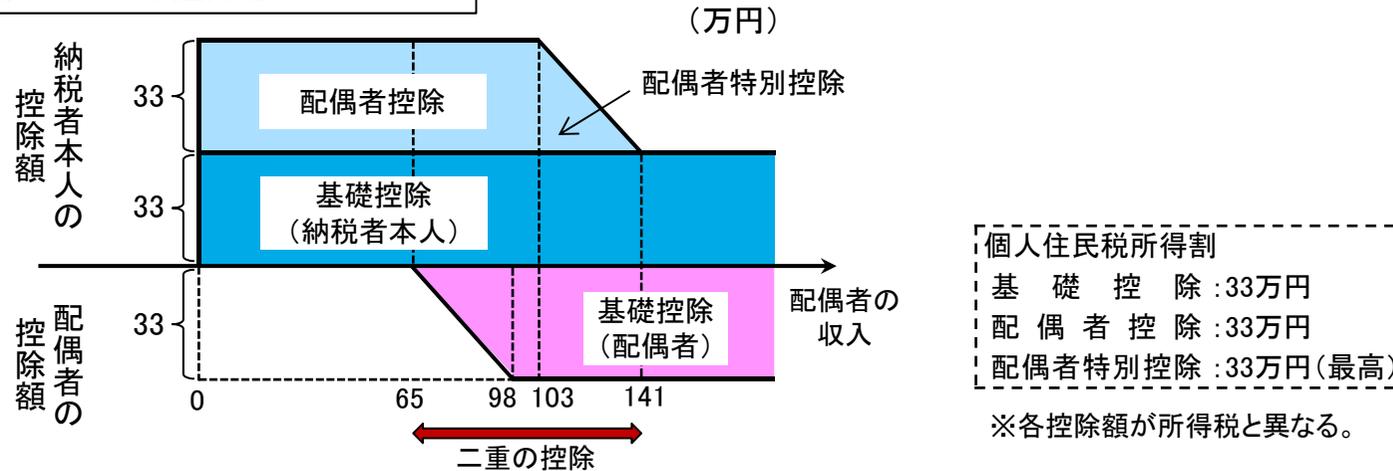
- 調整控除(平成19年度創設)
- 住宅ローン控除(平成19年度創設)
- 寄附金税額控除(平成21年度創設)
 - ※ 所得控除(平成2年度創設)から税額控除とされた
(地方団体に対する寄附については平成6年度創設)
 - ※ 地方団体に対する寄附について、特例控除制度を創設
(ふるさと納税制度)(平成21年度)
 - ※ 地方団体に対する寄附について、申告特例控除制度を
創設(ふるさと納税ワンストップ特例制度)(平成28年度)

3. 働き方の選択に対して中立的な税制の構築

(第一次レポートの概要) (個人住民税)

働き方の選択に対して中立的な税制（個人住民税）

個人住民税における控除額のイメージ



非課税限度額制度

⇒ 一定の所得金額以下の者については、個人住民税を課税しない独自の制度

<所得割>

$$\text{所得金額} \leq \boxed{\text{基本額}} \times \text{世帯人員数} + \boxed{\text{加算額}}$$

(注1) 所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額

(注2) 世帯人員数は、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数

(注3) 加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

(注4) 均等割の非課税限度額もあり、基本額35万円及び加算額21万円に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)」(抄)

(平成26年11月 政府税制調査会)

4. 選択肢を踏まえた今後の検討について

- (3) 諸控除のあり方の検討にあたっては、個人住民税において独自に設けられている非課税限度額制度との関係についても検討が必要となる。また、様々な社会保障や福祉の制度の適用基準等に、所得税や個人住民税が非課税であることやその課税所得金額が用いられていることにも留意が必要である。

4. 個人住民税の課税最低限

第二 個別税目の現状と課題

一 個人所得課税

14. 個人住民税関係

(1) 個人住民税の意義

① 地方自治を支える個人住民税

個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格(負担分任の性格)を有していることから、課税最低限は所得税よりも低く、税率も緩やかな累進構造となっています。

地方公共団体は、住民に対し、日常生活に密着した様々な行政サービスを提供していますが、個人住民税は、このような行政サービスの実施主体である地方公共団体がその課税主体となり、受益者である住民に広く課税するものであり、住民は、身近な地方公共団体からの受益とそれに対する負担との関係を明確に理解することができます。

また、それにより、住民が地方行政に対する理解と関心を深めることとなり、地方自治の運営に参画することにつながるとともに、自ら負担する税がどのような行政サービスに使われるかを監視することにより、住民の需要に応じた効率的な地方行政が推進されることとなります。

(2) 個人住民税の現状

① 個人住民税の納税義務者数

平成11年度の市町村民税の所得割の納税義務者は、「市町村税課税状況等の調(自治省税務局)」によれば、5,232万人となっており、多くの住民が広く負担を分任していると言えます。このうち、所得税の納税義務を有しない者は233万人(4.5%)となっており、所得割のみの納税義務者(均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻(生計同一の妻)に対する均等割の非課税措置の対象者)は884万人となっています。

また、市町村民税の均等割の納税義務者は4,679万人となっており、このうち、均等割のみの納税義務者は331万人となっています。

(3) 個人住民税の課題

① 個人住民税の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できるものであり、このような明確化は、国・地方を通ずる行政の簡素化・効率化につながることもなります。

② 所得割の所得控除と課税最低限

所得割の所得控除及び課税最低限のあり方については、個人住民税の負担分任の性格から所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものであるため、所得税と一致させる必要はないと考えられます。

④ 均等割

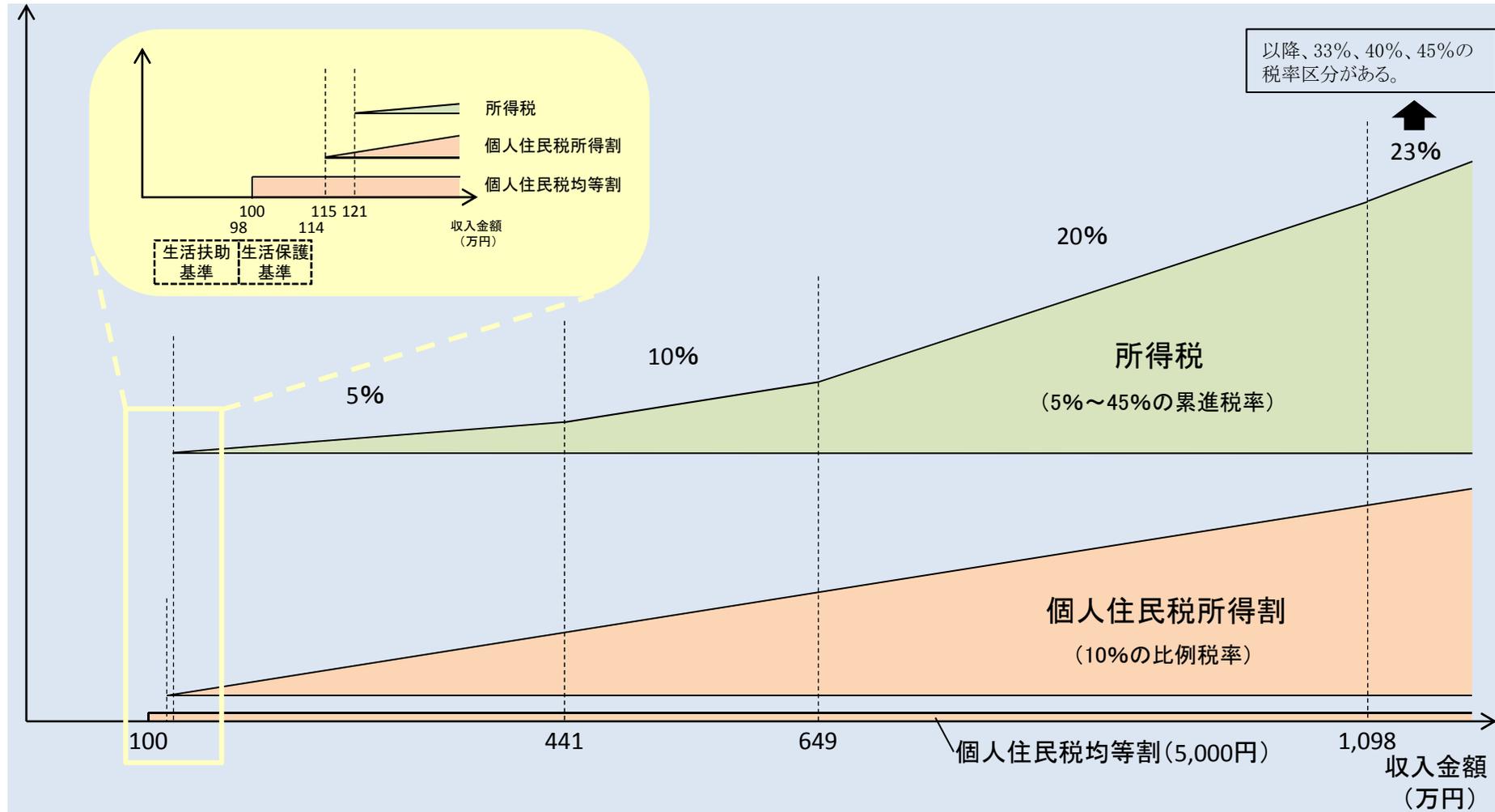
イ. 均等割の意義

均等割は、住民が地方公共団体から様々な行政サービスを受けている対価として、地域社会の費用の一部を等しく分担するものであり、負担分任の性格を有する個人住民税の基礎的な部分として位置付けられるものです。

また、少子・高齢化の進展に伴い、住民が税負担を広く分かち合うことが必要となっていることから、均等割が果たすべき役割は大きいものと考えられます。

収入金額による所得税・個人住民税負担のあり方(給与所得者の場合のイメージ)

税負担



- (注1) 単身(給与所得者25歳)のケース。
- (注2) 生活扶助(保護)基準は、1級地-1,VI区の例。
- (注3) 生活保護を受けている者は、収入金額に関わらず個人住民税は非課税。
- (注4) この他、復興特別所得税がある。

個人住民税（所得割）の課税最低限の推移

（単位：千円）

	単身	夫婦のみ	夫婦子1人 【中学生】	夫婦子2人		備考
				【大学生+中学生】	【大学生+高校生】	
昭和63年度	913	1,365	1,817	2,261	2,261	配偶者特別控除の創設
平成元年度						
2	1,021	1,690	2,166	2,722	2,801	給与所得控除の最低保障額の引上げ 各種人的控除の引上げ
6	1,032	1,738	2,230	2,849	2,976	特定扶養控除の引上げ
8	1,053	1,857	2,380	3,031	3,158	給与所得控除及び 各種人的控除の引上げ(平成7年度)
11				3,063	3,222	特定扶養控除の引上げ
12				3,095	3,285	特定扶養控除の引上げ
13	1,088	1,950	2,500	3,250	3,450	(社会保険料控除の計算式の改訂)
17		1,455	1,950	2,700	2,900	配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止
24			1,455	2,150	2,700	年少扶養控除の廃止 特定扶養控除の縮減
28	1,152	1,541	1,541	2,345	2,945	(社会保険料控除の計算式の改訂)

(注1) 夫婦は、夫婦のうちいずれか一方のみが給与所得者の場合である。

(注2) 課税最低限の算出に当たっては、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

(注3) 社会保険料控除の計算式は、平成13年度(給与収入の7%→10%)及び平成28年度(給与収入の10%→15%)に改訂している。

個人住民税（所得割）の課税最低限の内訳（片働き・単身の給与所得者の場合）

【夫婦子2人(大学生と高校生を扶養)】

給与所得控除 106.3万円	社会 保険料 控除 44.2万円	基礎 控除 33万円	配偶者 控除 33万円	特定扶養 控除 45万円	扶養 控除 33万円
-------------------	---------------------------	------------------	-------------------	--------------------	------------------

(所得税：354.5万円)

294.5万円

【夫婦子2人(大学生と中学生を扶養)】

給与所得控除 88.3万円	社会 保険料 控除 35.2万円	基礎 控除 33万円	配偶者 控除 33万円	特定扶養 控除 45万円
------------------	---------------------------	------------------	-------------------	--------------------

(所得税：285.4万円)

234.5万円

【夫婦子1人(高校生を扶養)】

給与所得控除 81.8万円	社会 保険料 控除 31.9万円	基礎 控除 33万円	配偶者 控除 33万円	扶養 控除 33万円
------------------	---------------------------	------------------	-------------------	------------------

(所得税：240.0万円)

212.7万円

【夫婦のみ】

給与所得控除 65万円	社会 保険料 控除 23.1万円	基礎 控除 33万円	配偶者 控除 33万円
----------------	---------------------------	------------------	-------------------

(所得税：168.8万円)

154.1万円

【単身】

給与所得控除 65万円	社会 保険料 控除 17.2 万円	基礎 控除 33万円
----------------	-------------------------------	------------------

(所得税：121.1万円)

115.2万円

個人住民税（所得割）の課税最低限の内訳（共働きの給与所得者の場合）

【夫又は妻（大学生と中学生を扶養）】 234.5万円（所得税：285.4万円）

給与所得控除 88.4万円	社会 保険料 控除 35.2 万円	基 礎 控 除 33万円	配 偶 者 控 除 33万円	特 定 扶 養 控 除 45万円
------------------	-------------------------------	--------------------	----------------------	------------------------

【妻又は夫（パート労働者の場合）】 98万円（所得税：103万円）

給与所得控除 65万円	基 礎 控 除 33万円
----------------	--------------------

【夫又は妻（大学生と中学生を扶養）】 221.8万円（所得税：254.5万円）

給与所得控除 84.5万円	社 会 保 険 料 控 除 33.3 万円	基 礎 控 除 33万円	配 偶 者 特 別 控 除 26万円	特 定 扶 養 控 除 45万円
------------------	-----------------------------------	--------------------	-----------------------	------------------------

配偶者特別控除
26万円

【妻又は夫】 115.2万円（所得税：121.1万円）

給与所得控除 65万円	社 会 保 険 料 控 除 17.3万円	基 礎 控 除 33万円
----------------	-------------------------	--------------------

社会保険料控除
17.3万円

【夫又は妻】 154.1万円（所得税：168.8万円）

給与所得控除 65万円	社 会 保 険 料 控 除 23.1万円	基 礎 控 除 33万円	配 偶 者 特 別 控 除 33万円
----------------	-------------------------	--------------------	-----------------------

社会保険料控除 23.1万円

【妻又は夫（パート労働者の場合）】 98万円（所得税：103万円）

給与所得控除 65万円	基 礎 控 除 33万円
----------------	--------------------

【夫又は妻】 145.8万円（所得税：145.8万円）

給与所得控除 65万円	社 会 保 険 料 控 除 21.9万円	基 礎 控 除 33万円	配 偶 者 特 別 控 除 26万円
----------------	-------------------------	--------------------	-----------------------

社会保険料控除
21.9万円

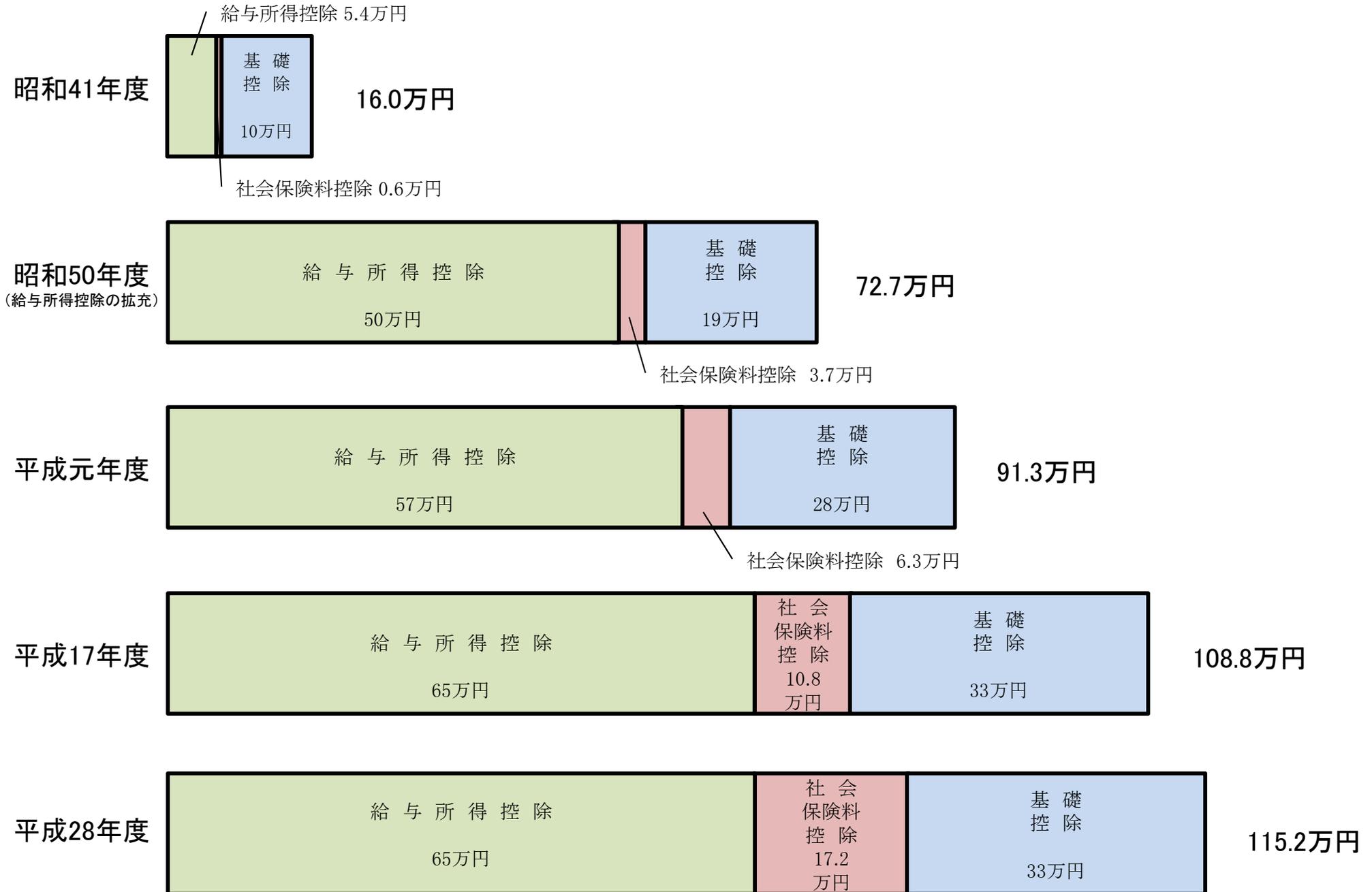
配偶者特別控除
26万円

【妻又は夫】 115.2万円（所得税：121.1万円）

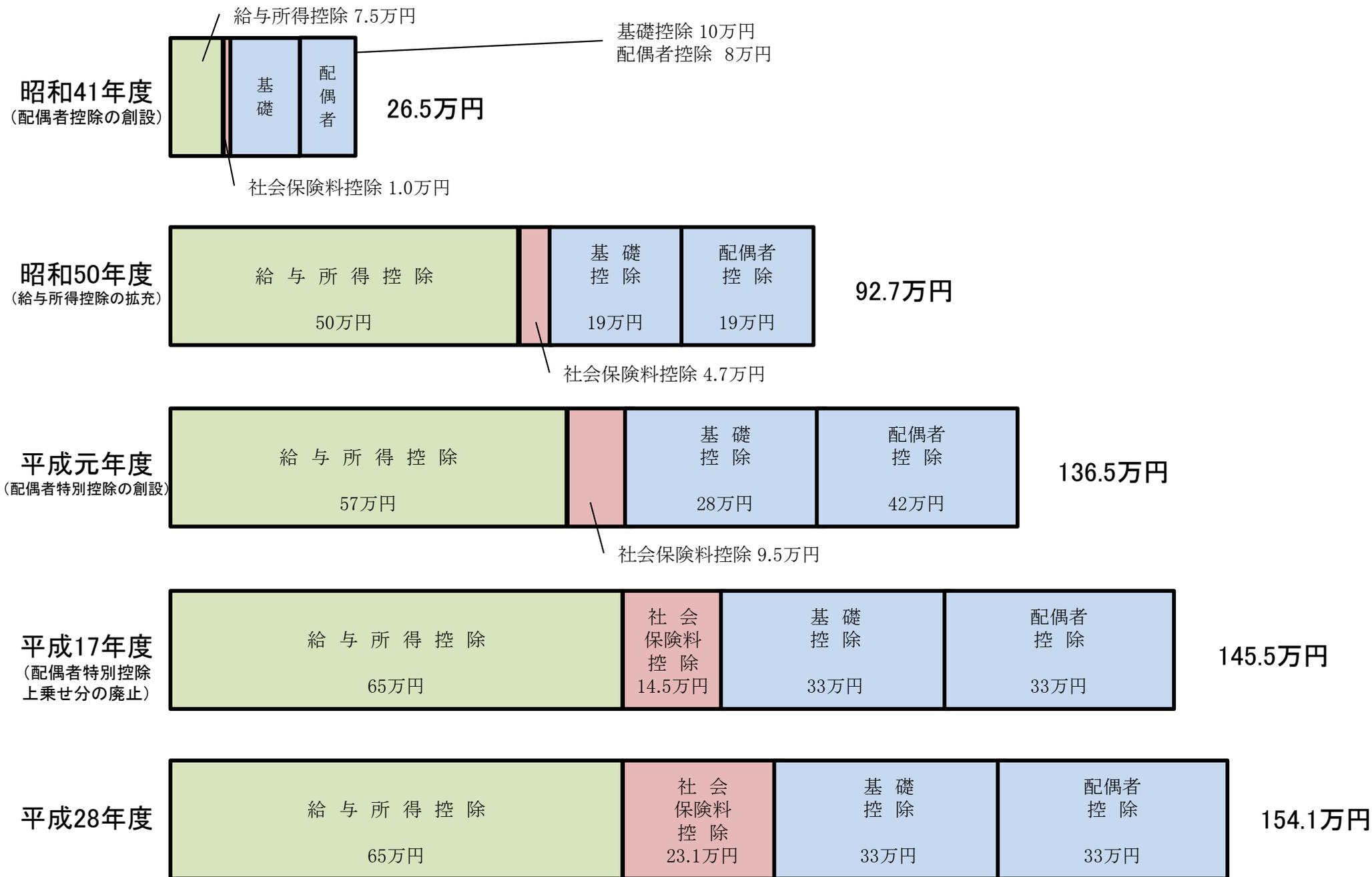
給与所得控除 65万円	社 会 保 険 料 控 除 17.3万円	基 礎 控 除 33万円
----------------	-------------------------	--------------------

社会保険料控除
17.3万円

個人住民税（所得割）に係る課税最低限（単身）の内訳の推移

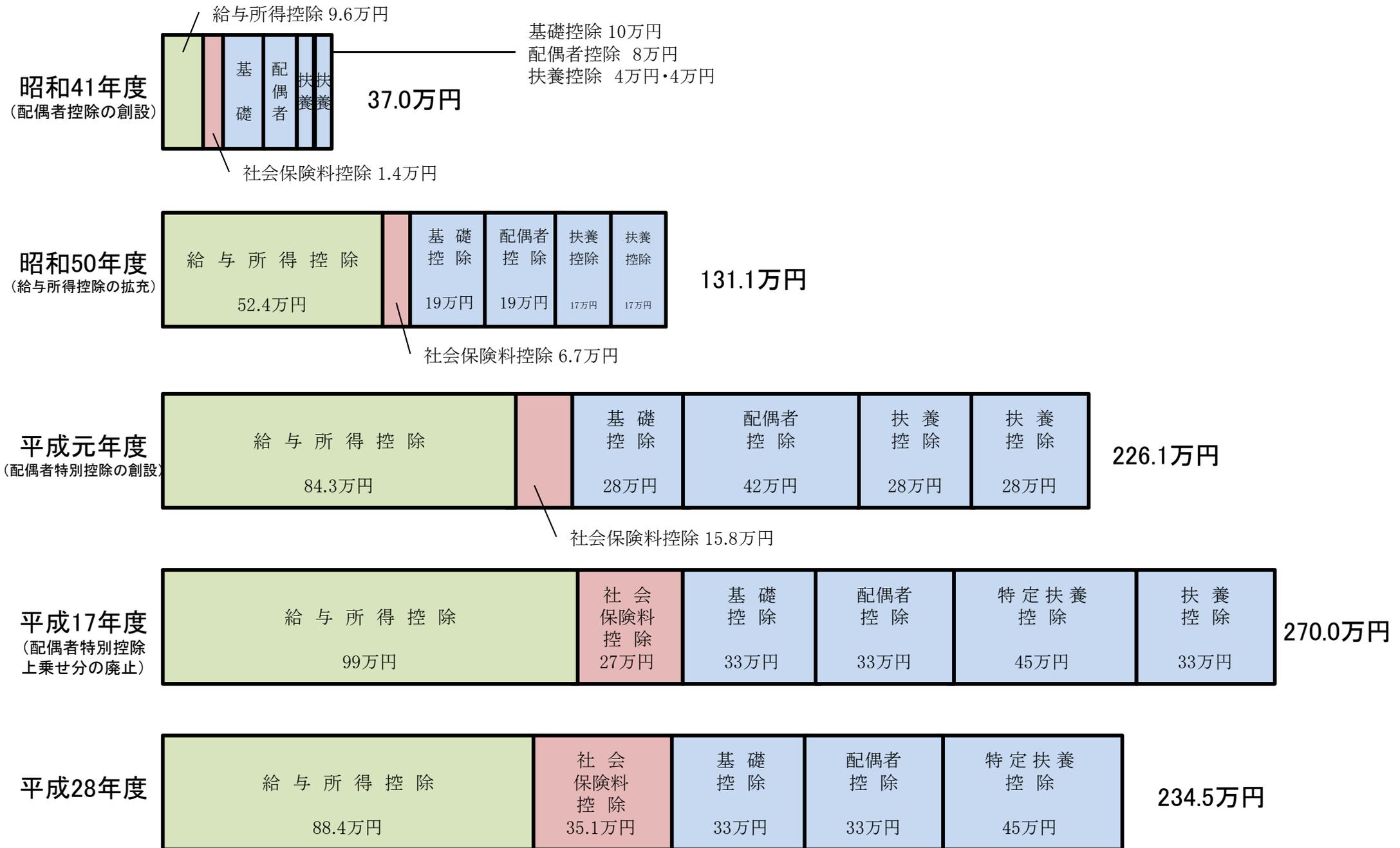


個人住民税（所得割）に係る課税最低限（夫婦のみ）の内訳の推移



(注) 片働き世帯を想定。

個人住民税（所得割）に係る課税最低限（夫母子2人）の内訳の推移



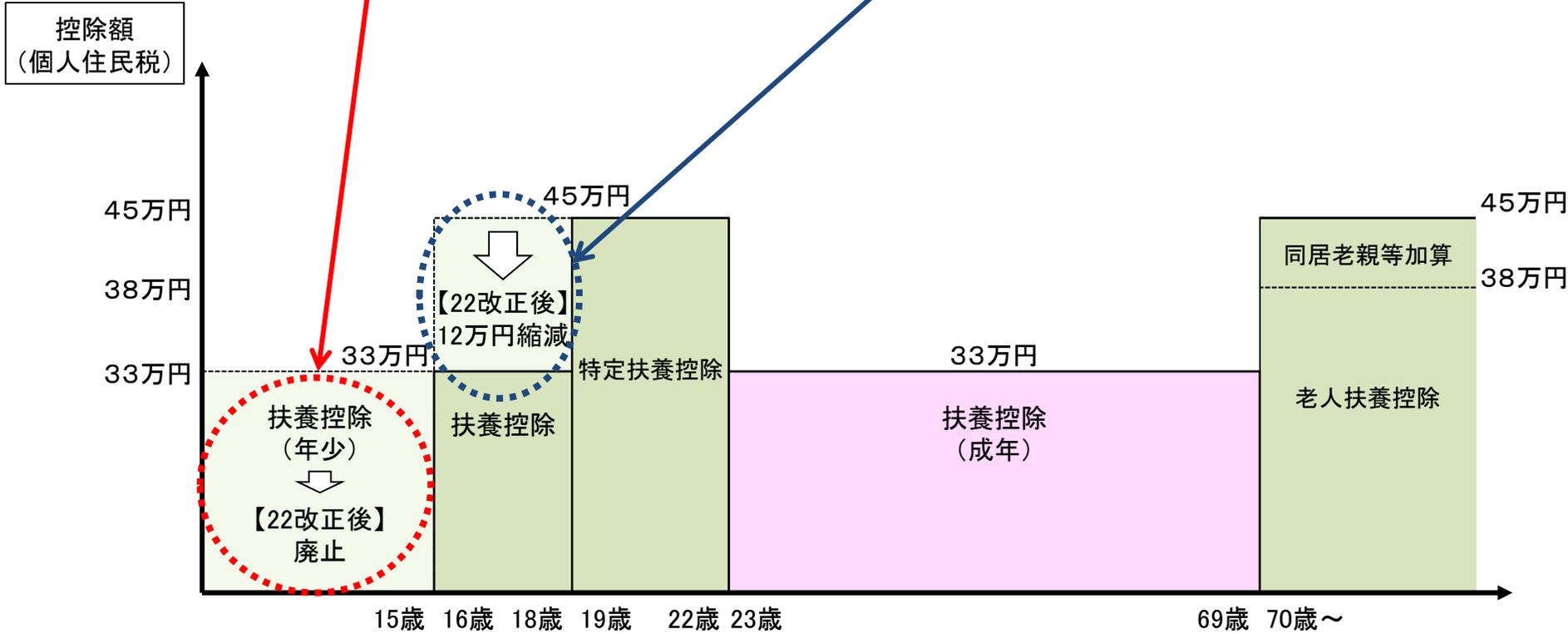
(注1) 大学生及び中学生を扶養している片働き世帯を想定。

(注2) 平成22年度改正において、子ども手当（現：児童手当）の財源として年少扶養控除が廃止された。

扶養控除について（個人住民税）

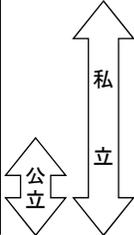
【平成22年度当時】
子ども手当（現：児童手当）の財源
 〔 国 : 5,000億円
 地方 : 4,000億円 〕

【平成22年度当時】
高校の実質無償化の財源
 〔 国 : 1,000億円
 地方 : 400億円 〕



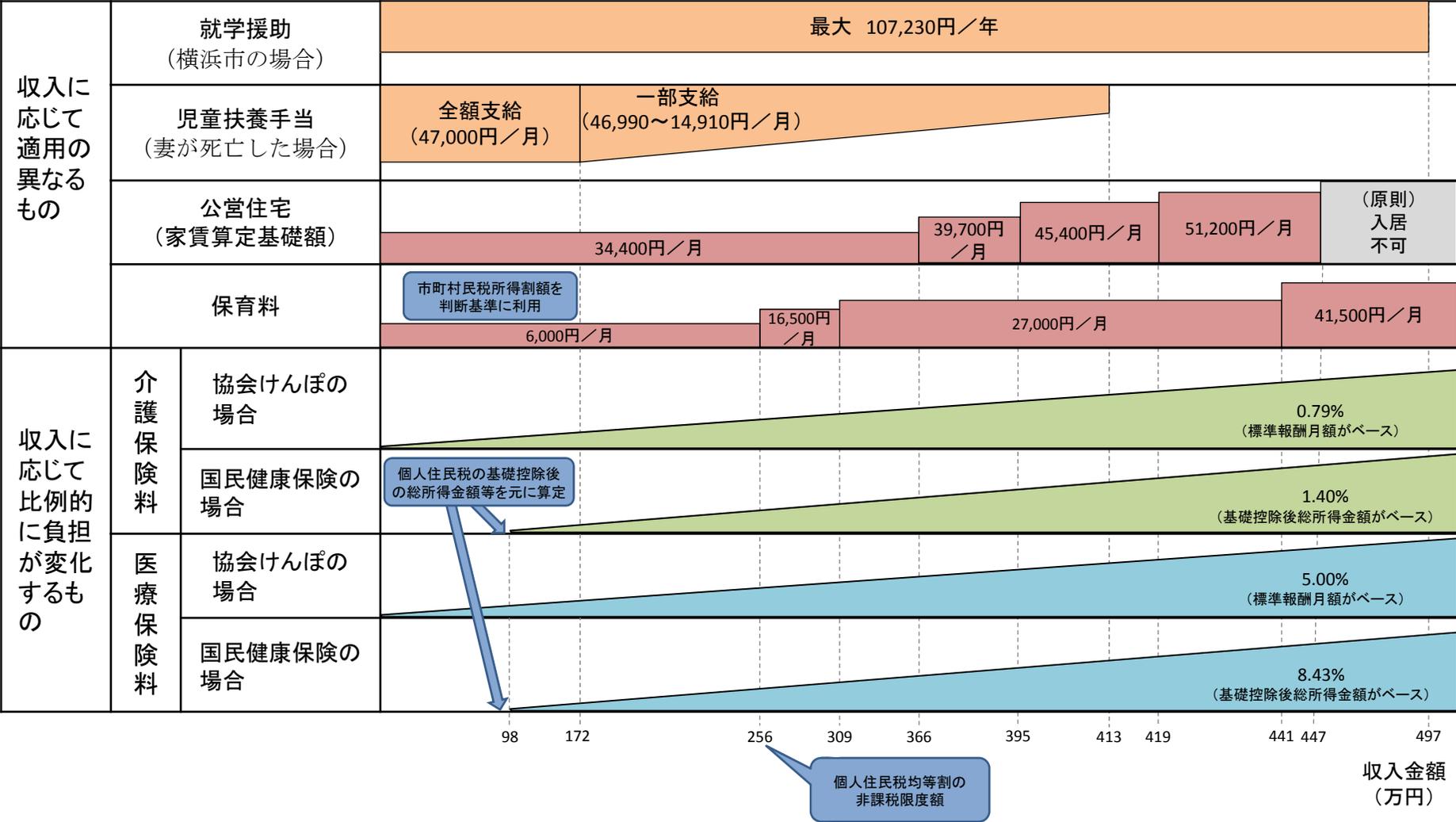
児童手当 支給額 (平成27年度)	・ 0～3歳未満	月：15,000円（年：18万円）
	・ 3歳～小学校修了まで …第1子、第2子 …第3子以降	月：10,000円（年：12万円） 月：15,000円（年：18万円）
	・ 中学生	月：10,000円（年：12万円）
	・ 所得制限（年収960万円）以上 （当分の間の特例給付）	月：5,000円（年：6万円）

高等学校等 就学支援金 支給額 (平成26年4月～)	・ 年収250万円未満程度	月：24,750円（年：29.7万円）
	・ 年収250～350万円程度	月：19,800円（年：23.76万円）
	・ 年収350～590万円程度	月：14,850円（年：17.82万円）
	・ 年収590～910万円程度	月：9,900円（年：11.88万円）
	・ 年収910万円程度～	支給無し



所得情報(税情報)を活用している社会保障制度等(1/2)

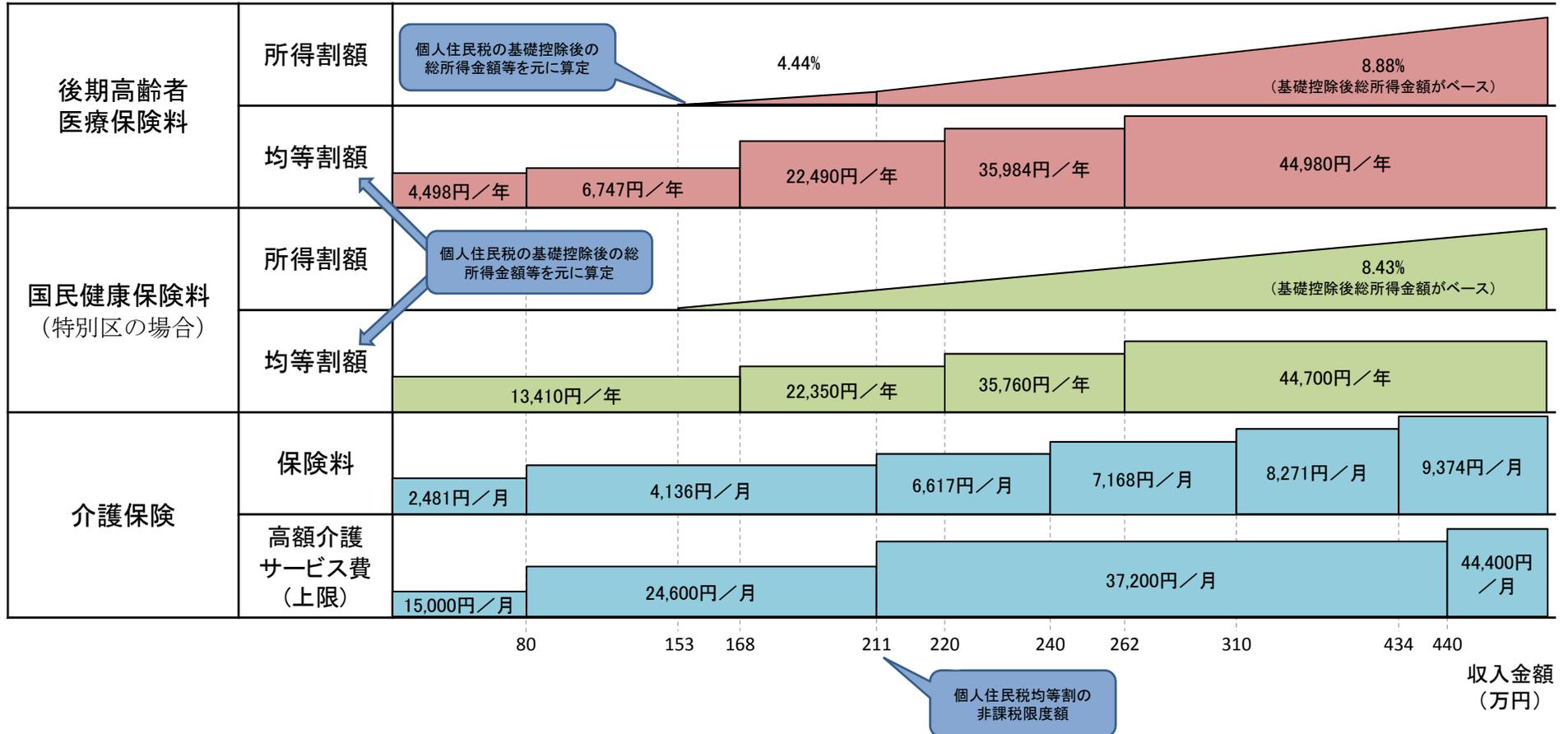
給与所得者のケースのイメージ



(注1) 給与所得者 夫45歳(給与所得のみ)、妻45歳(収入なし)、子6歳(小学校1年生)、子4歳(保育所)のケース。
 (注2) 平成27年4月時点ベースで作成。
 (注3) 保育料については、妻が就労しており、年収103万円以下の場合。また、生活保護世帯の場合は0円となる。
 (注4) 国民健康保険は特別区の平均。「介護保険料」には介護分、「医療保険料」には医療分(基礎分及び後期高齢者支援金分)の保険料(所得割)を計上。
 このほか保険料(均等割)(介護分:14,700円/年, 医療分:44,700円/年)があり、低所得者対策として7/10、5/10、2/10の3段階の軽減措置がある。

所得情報(税情報)を活用している社会保障制度等(2/2)

公的年金等受給者のケースのイメージ



(注1) 夫70歳以上(年金収入のみ)、妻70歳以上(年金収入80万円)、子なしのケース。図表の収入金額は夫の年金収入を示す。

(注2) 後期高齢者医療保険料は、夫婦ともに75歳以上の場合。

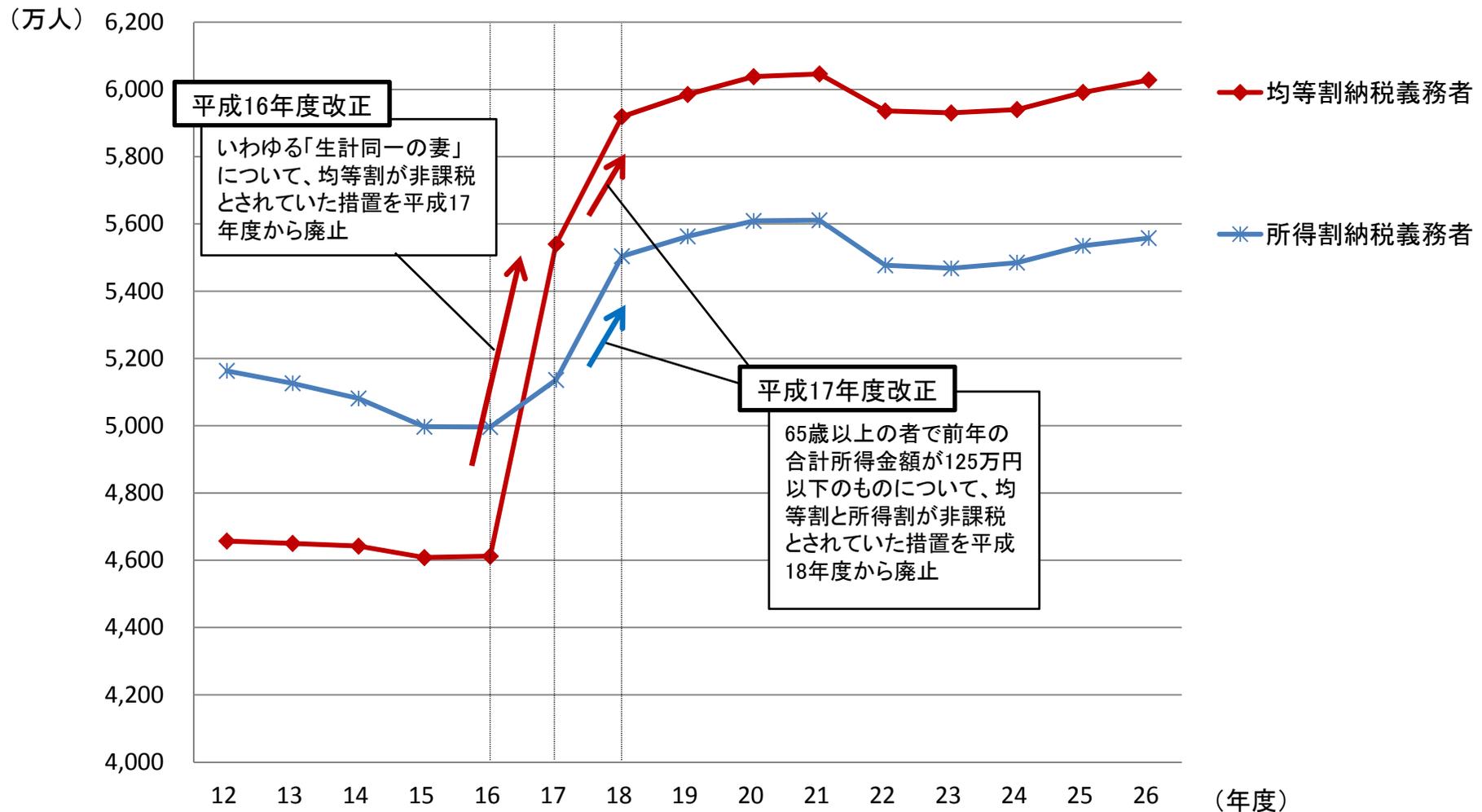
(注3) 平成27年4月時点ベースで作成(高額介護サービス費については、平成27年8月時点ベース)。

- 社会保障制度等には収入等に応じて負担が変化するものがあり、これらの制度を運用する地方団体等は個人住民税のかからない者であっても収入等を把握する必要。
- 負担額の判断基準として市町村民税所得割額を用いているもの(保育料)や、個人住民税の基礎控除後の総所得金額等を用いているもの(国保料・後期高齢者医療保険料)等がある。

5. 個人住民税の納税義務者

個人住民税所得割と均等割の納税義務者数の推移

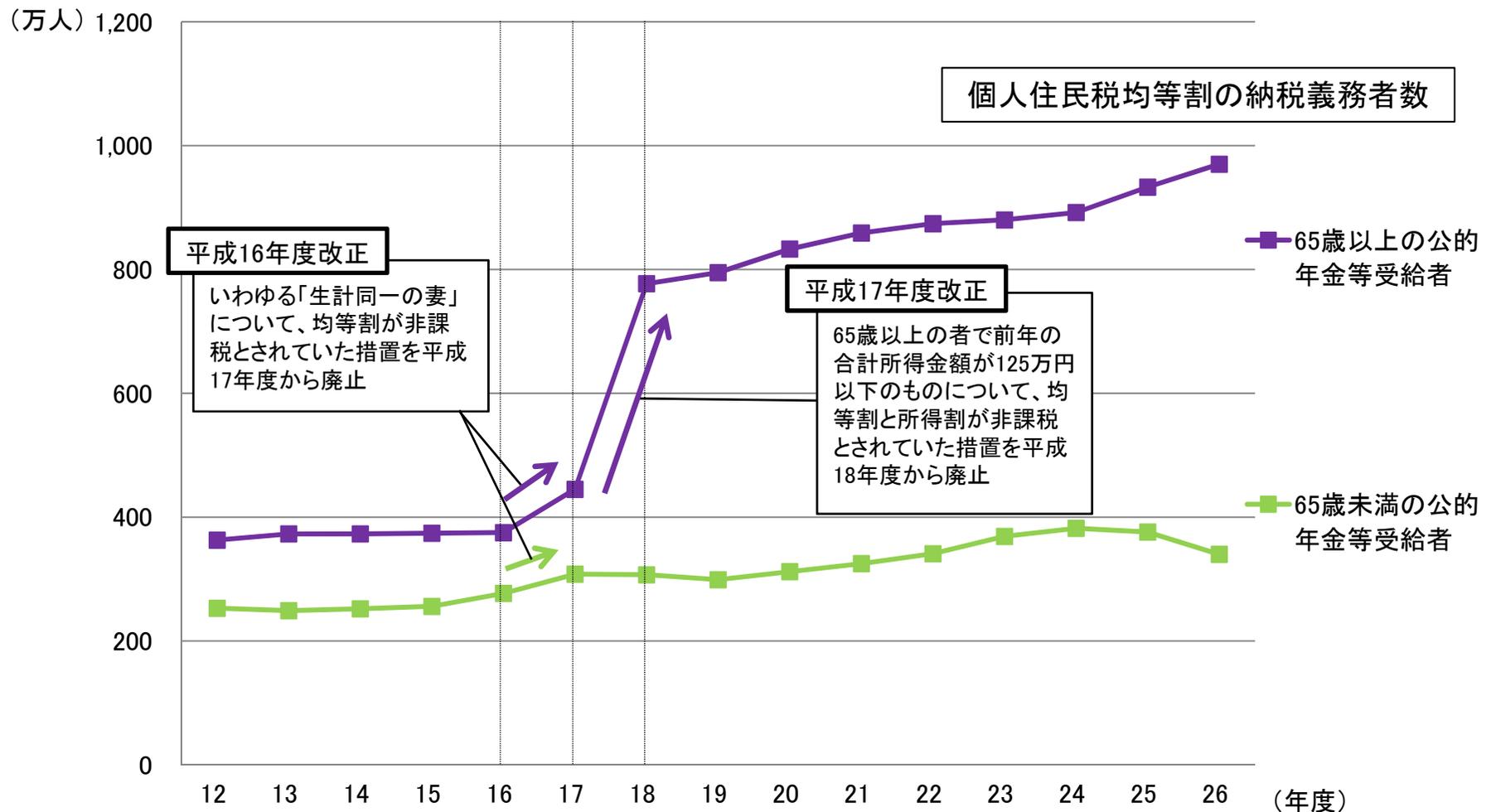
- 平成16年度、17年度税制改正により、納税義務者数が増加。
- リーマンショックの影響等により平成22年度において納税義務者数は減少。以降、均等割は6,000万人程度、所得割は5,500万人程度で推移。



(注) 総務省「市町村税課税状況等の調」より作成。

公的年金等受給者である納税義務者数の推移（個人住民税）

- 平成16年度、17年度税制改正により、納税義務者数が増加。
- 公的年金等受給者である納税義務者数(均等割)は、65歳以上で1,000万人程度、65歳未満で350万人程度。



(注1) 総務省「市町村税課税状況等の調」より作成。

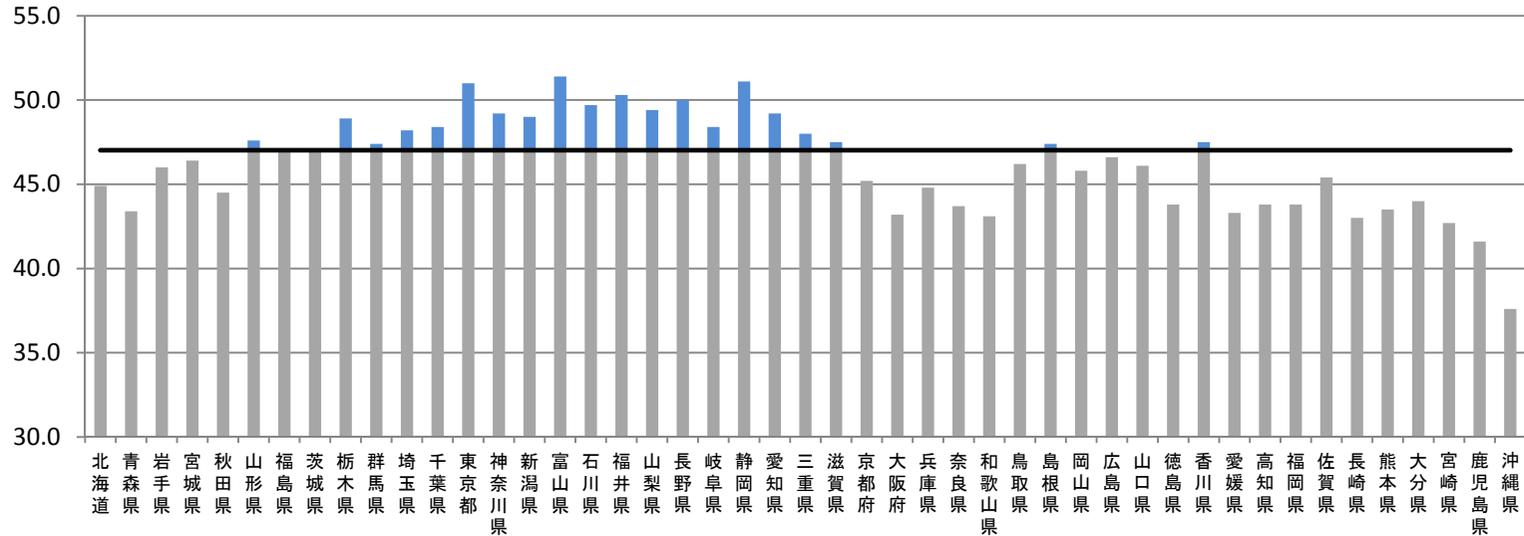
(注2) 60歳前半の者に支給されている特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢については、定額部分は平成25年度(女性は平成30年度)、報酬比例部分は平成37年度(女性は平成42年度)に65歳に引き上げられることとなっている。

都道府県別の人口に占める個人住民税の納税義務者の割合(H26年度)

人口に占める納税義務者
(均等割)の割合(%)

— 全国平均(47.0%)

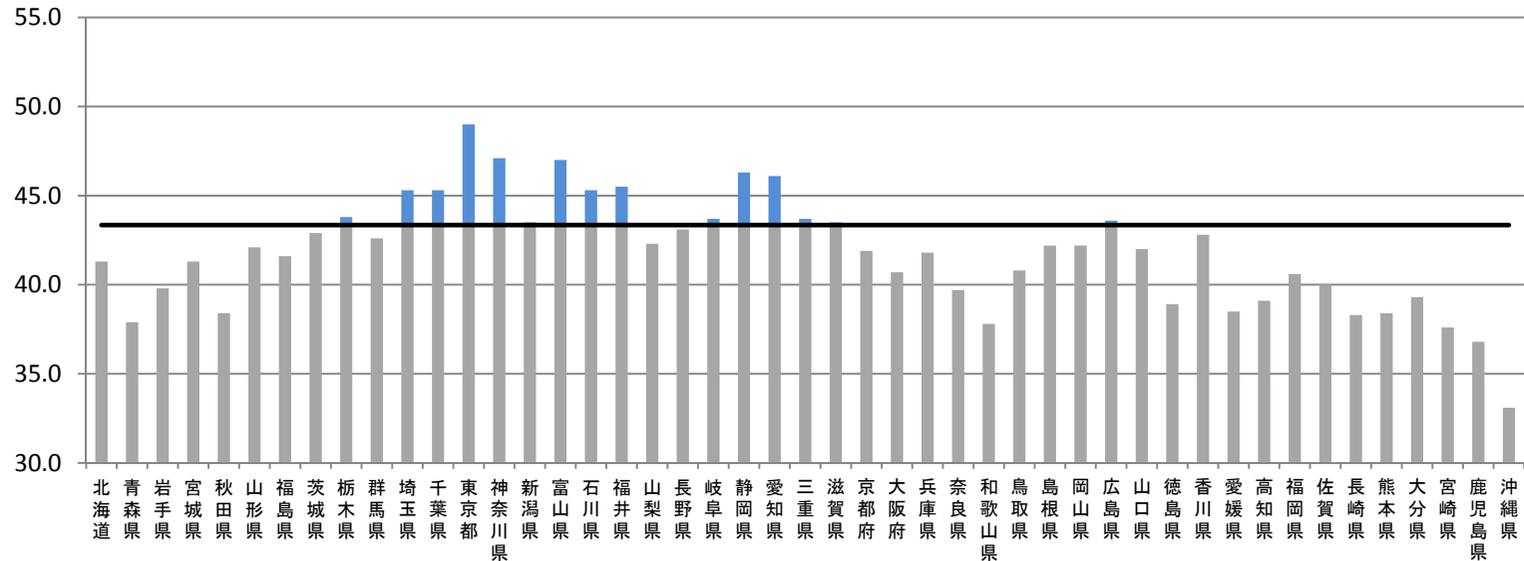
均等割



人口に占める納税義務者
(所得割)の割合(%)

— 全国平均(43.3%)

所得割



個人住民税非課税限度額の概要

- 個人住民税の非課税限度額制度は、できるだけ多くの住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の「地域社会の会費」的性格を踏まえつつも、低所得者層の負担を考慮し、生活保護基準額程度の所得の方(※)をできるだけ非課税としようとする制度(均等割:昭和51年度創設、所得割:昭和56年度創設)
- 非課税限度額の基準は、均等割については前年の生活扶助基準額を、所得割については前年の生活保護基準額(生活扶助基準額+住宅扶助+教育扶助)を勘案して設定

現行の非課税限度額の基準

均等割	所得金額	≤	基本額 35万円	×	世帯人員数	+	加算額 21万円
所得割	所得金額	≤	35万円	×	世帯人員数	+	32万円

(注1) 所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額

(注2) 世帯人員数は、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数

(注3) 加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

(注4) 均等割の非課税限度額は、基本額及び加算額に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

(注5) 所得割の非課税限度額を上回り、所得割が課される者については、「総所得金額-所得割税額」が非課税限度額判定基準を下回らないように調整。

※生活保護法の規定による生活扶助を受けている者は、個人住民税が非課税とされている。

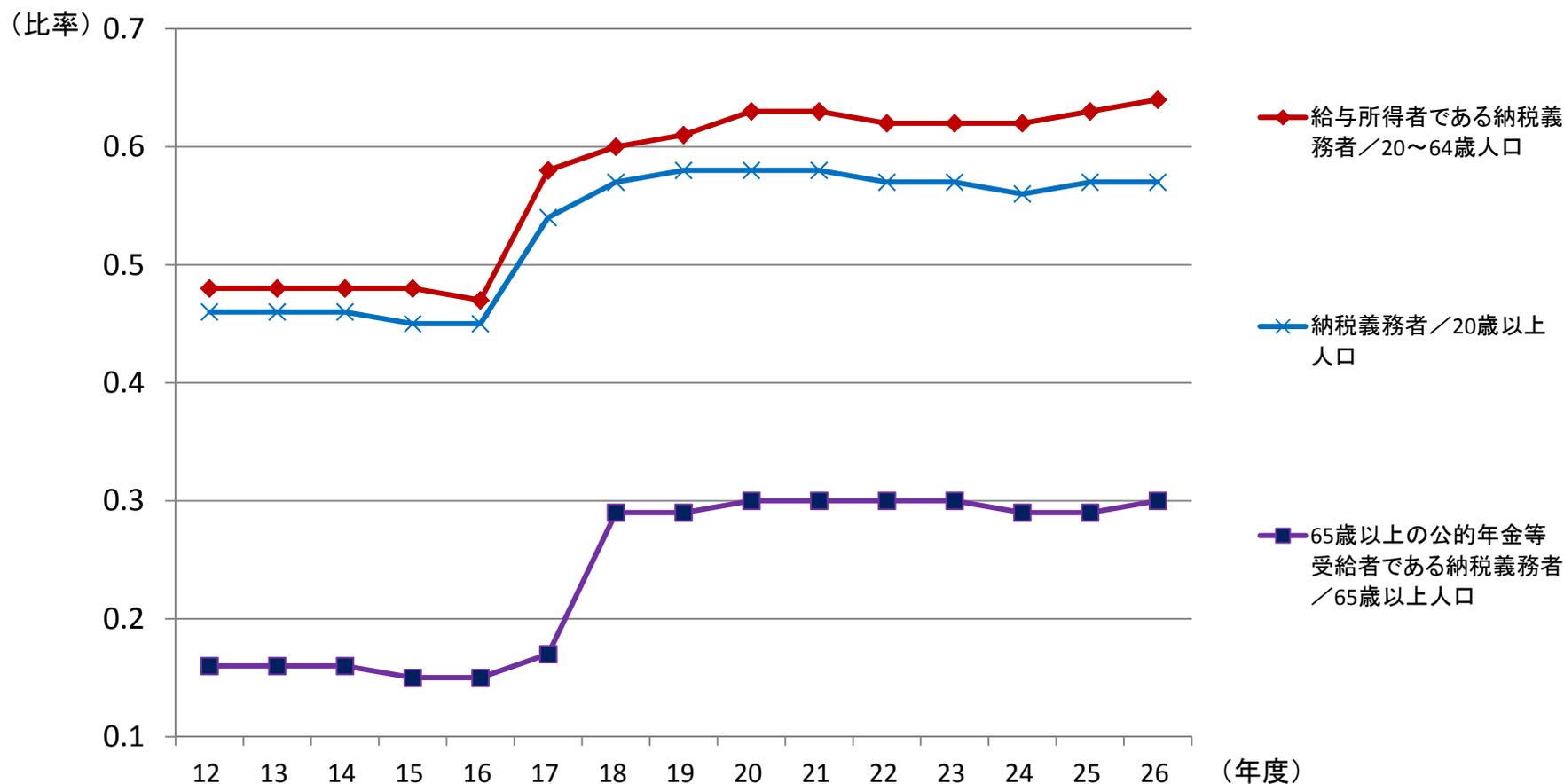
【地方税法(抄)】

第二十四条の五 道府県は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、道府県民税の均等割及び所得割・・・(中略)・・・を課することができない。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)の規定による生活扶助を受けている者

納税義務者数（均等割）と人口との対比（個人住民税）

- 給与所得者である納税義務者の20～64歳人口に対する比率は、65歳以上の公的年金等受給者である納税義務者の65歳以上人口に対する比率より大きい。

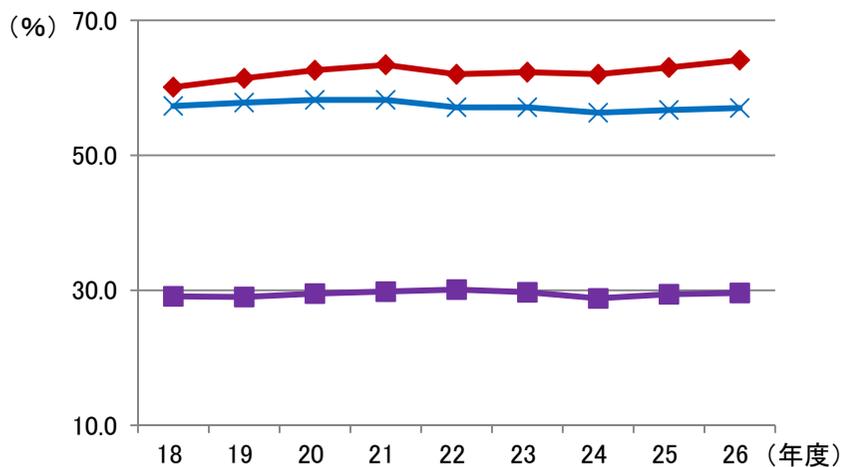


(注) 総務省「市町村税課税状況等の調」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より作成。

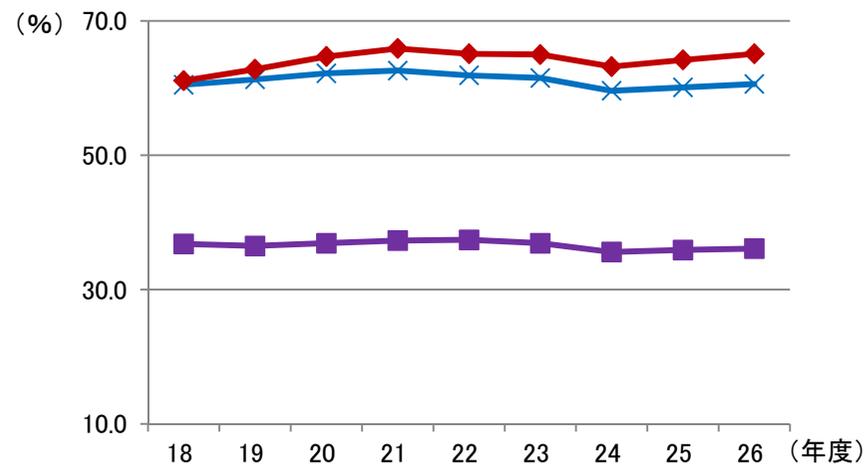
地方団体別の納税義務者数（均等割）と人口との対比（個人住民税）

◆ 給与所得者である納税義務者／20～64歳人口
 × 納税義務者／20歳以上人口
 ■ 65歳以上の公的年金等受給者である納税義務者／65歳以上人口

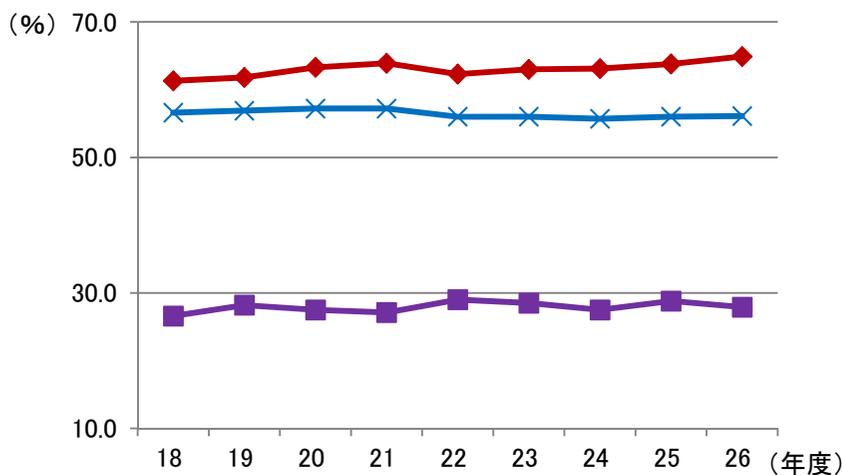
(全国平均)



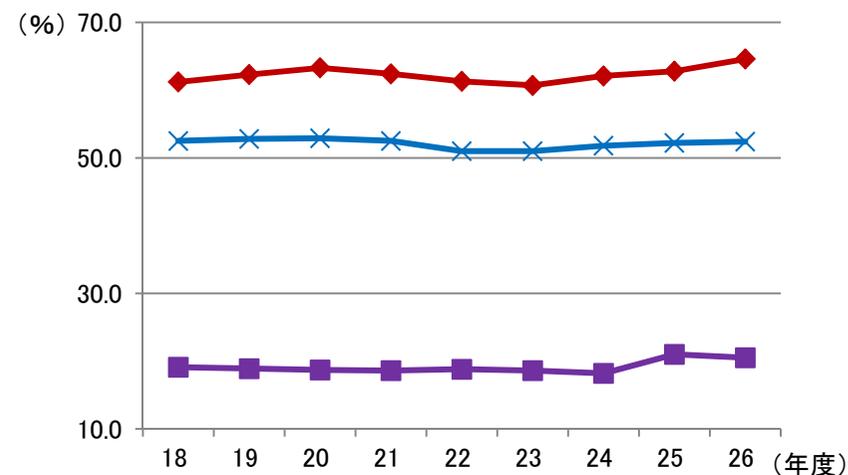
(東京都)



(岡山県)

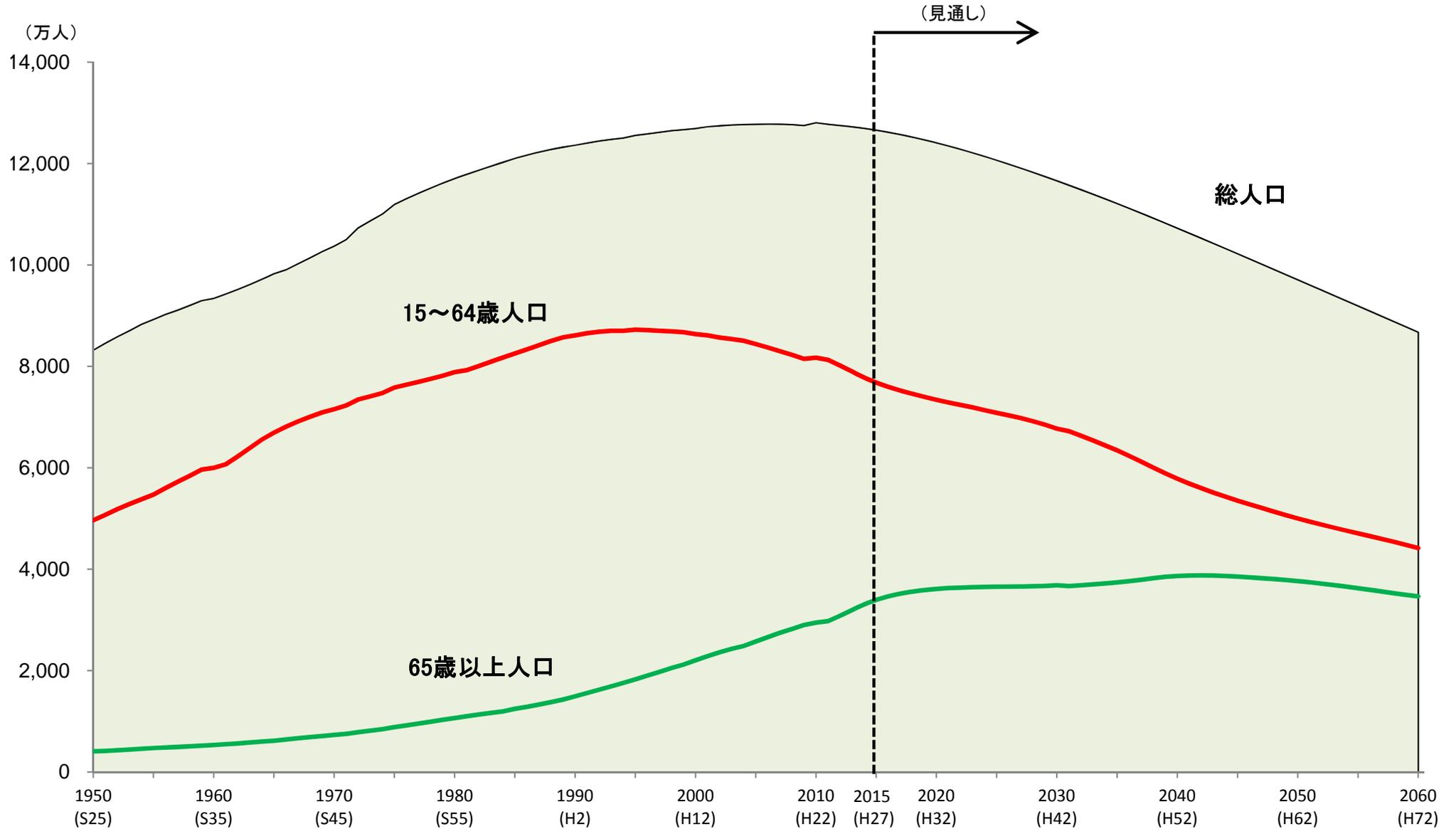


(秋田県)



(注)総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」、「市町村課税状況等の調」より作成。

総人口と年齢区分別人口の推移・見通し



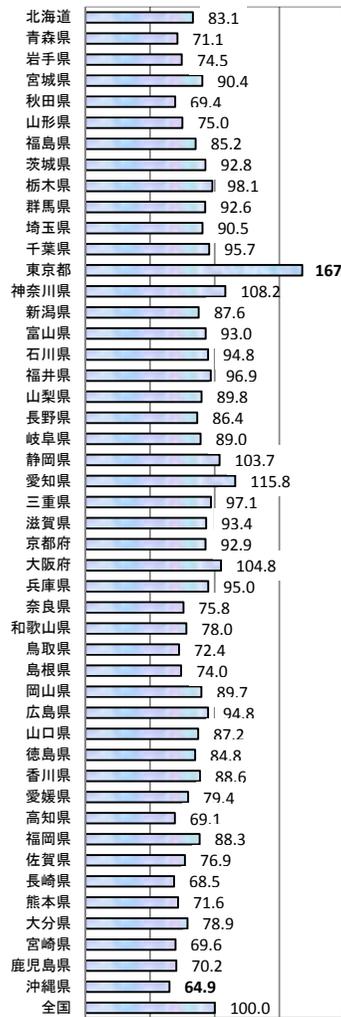
(注) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」より作成。

6. 個人住民税における偏在度

人口一人当たりの税収額の指数(平成25年度決算額)

地方税計

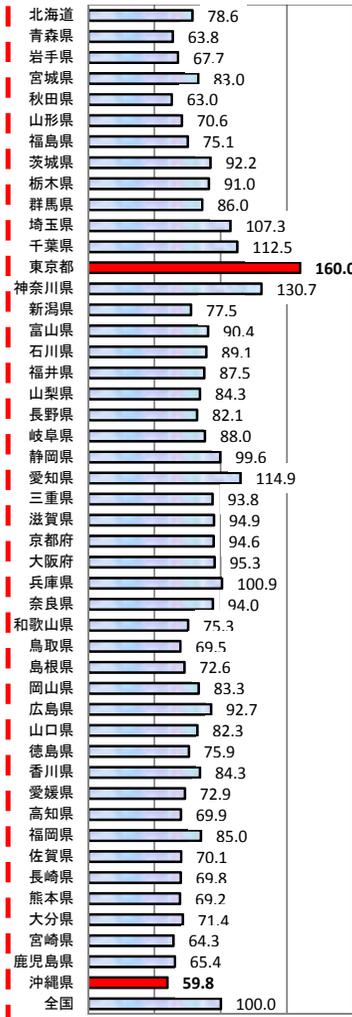
最大/最小: 2.6倍



34.7兆円

個人住民税

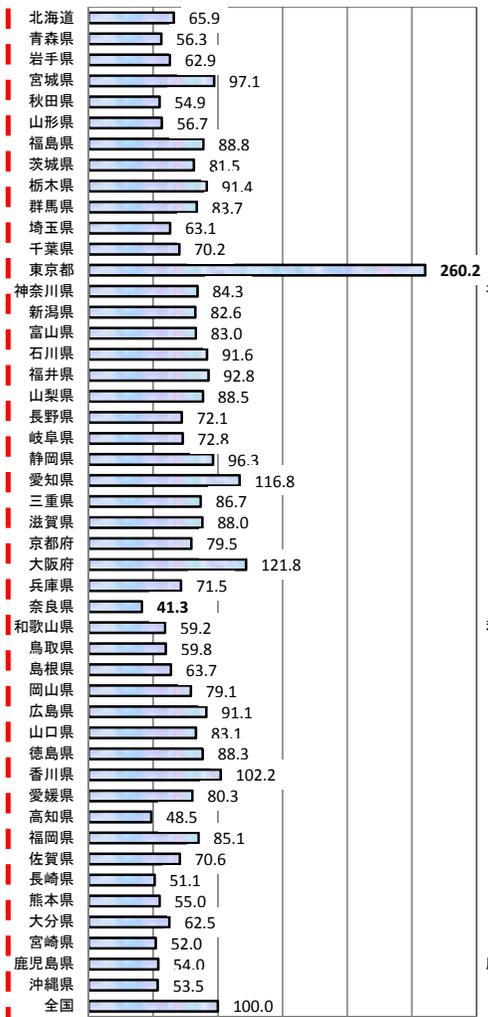
最大/最小: 2.7倍



11.6兆円

地方法人二税

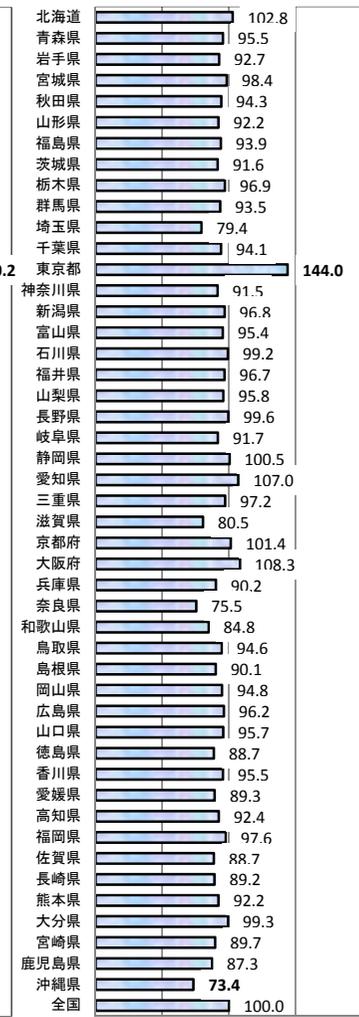
最大/最小: 6.3倍



5.1兆円

地方消費税(清算後)

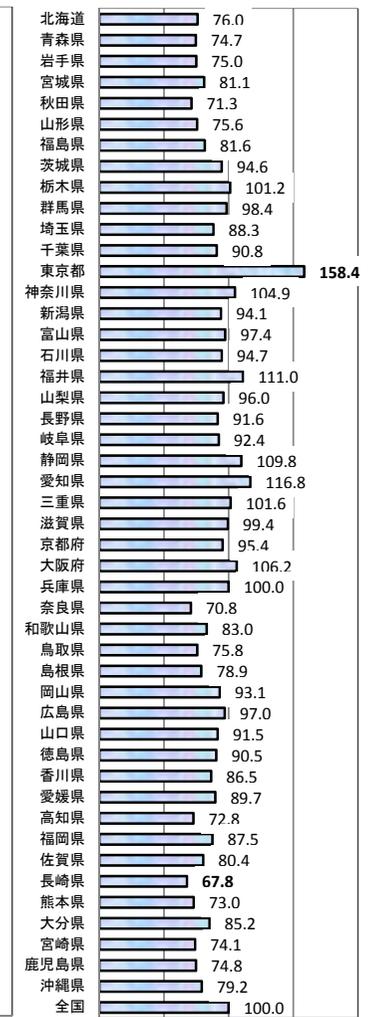
最大/最小: 2.0倍



2.6兆円

固定資産税

最大/最小: 2.3倍



8.6兆円

※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

課税標準額が100万円以下の納税義務者の総所得金額等の合計額が 全納税義務者の総所得金額等の合計に占める割合（H26年度）

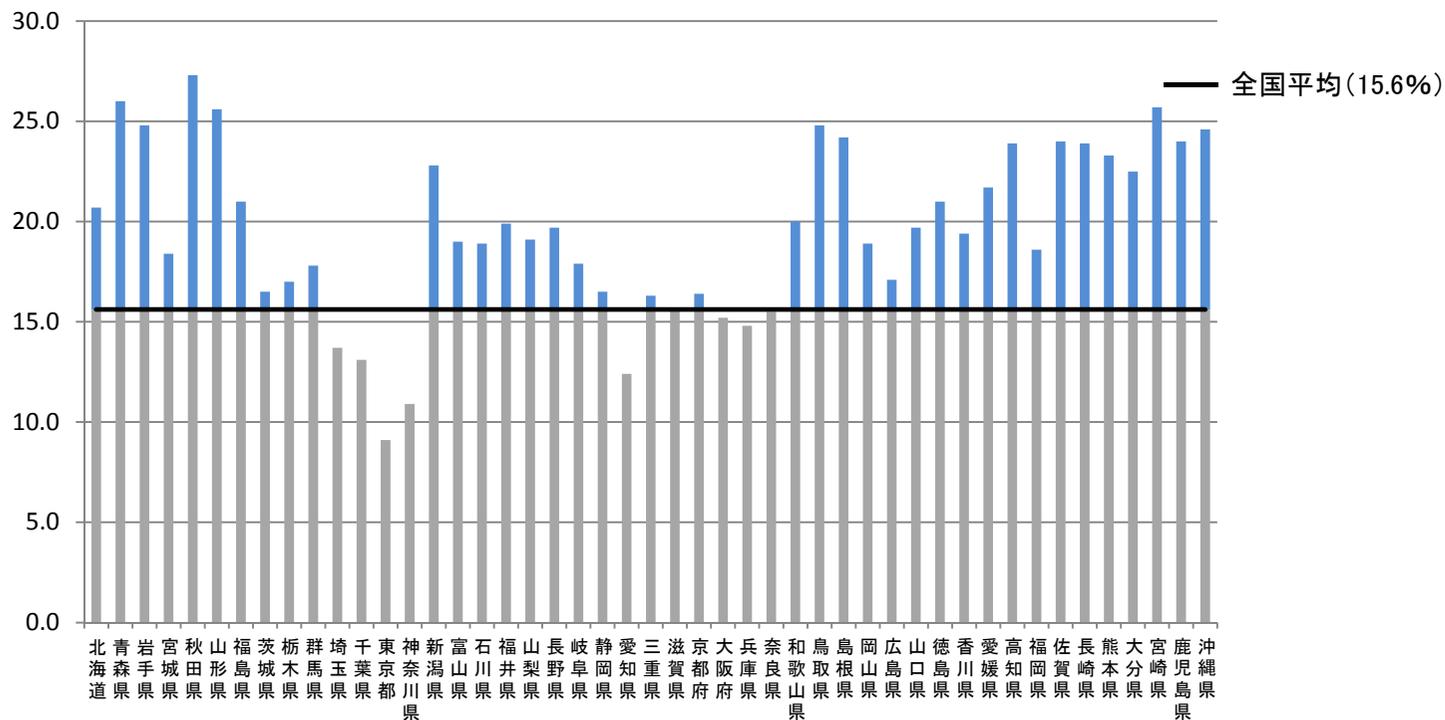
- 課税標準額が100万円以下の納税義務者の総所得金額等の合計額が、全納税義務者の総所得金額等の合計に占める割合は、全国平均で15.6%
- 首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）、愛知県、近畿圏（大阪府、兵庫県、奈良県）が全国平均を下回っており、その他の道府県はいずれも全国平均を上回っている。

<課税標準100万円の納税義務者（給与所得者）のイメージ>

独身：274.6万円 夫婦子なし：334.6万円 夫婦子1人：389.3万円 夫婦子2人：458.5万円

（※）配偶者は配偶者控除の対象、子1人の場合、子は一般扶養控除の対象、子2人の場合、1人は一般扶養控除、1人は特定扶養控除の対象

全納税義務者の総所得金額
等の合計に占める割合（%）



（注）総務省「市町村税課税状況等の調」より作成。

課税標準額が1,000万円超の納税義務者の総所得金額等の合計額が 全納税義務者の総所得金額等の合計に占める割合（H26年度）

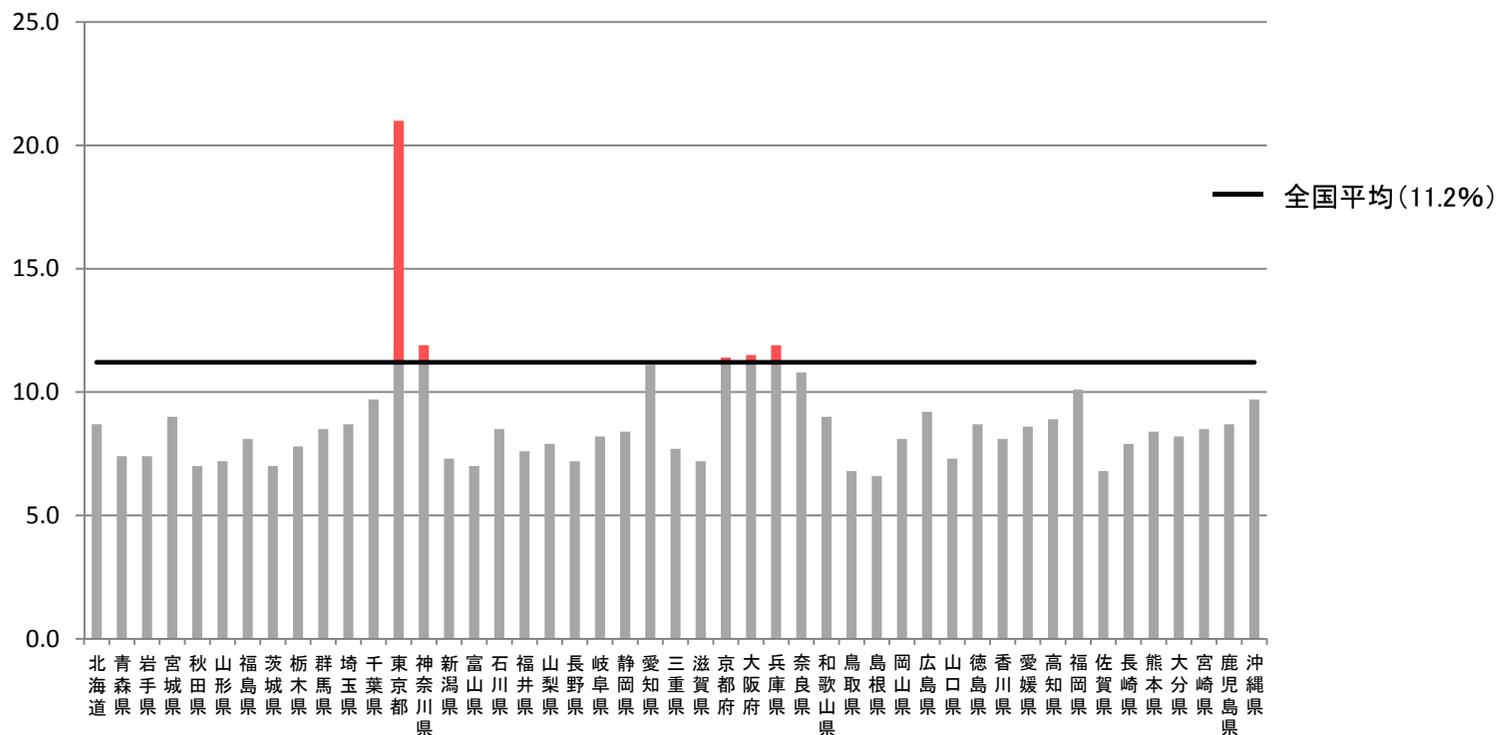
- 課税標準額が1,000万円超の納税義務者の総所得金額等の合計額が、全納税義務者の総所得金額等の合計に占める割合は、全国平均で11.2%
- 東京都が21.0%と突出して高い割合を示しているが、ほとんどの団体が全国平均を下回っている。

＜課税標準1,000万円の納税義務者（給与所得者）のイメージ＞

独身：1,425.1万円　夫婦なし：1,460.9万円　夫婦1人：1,496.8万円　夫婦2人：1,543.4万円

（※）配偶者は配偶者控除の対象、子1人の場合、子は一般扶養控除の対象、子2人の場合、1人は一般扶養控除、1人は特定扶養控除の対象

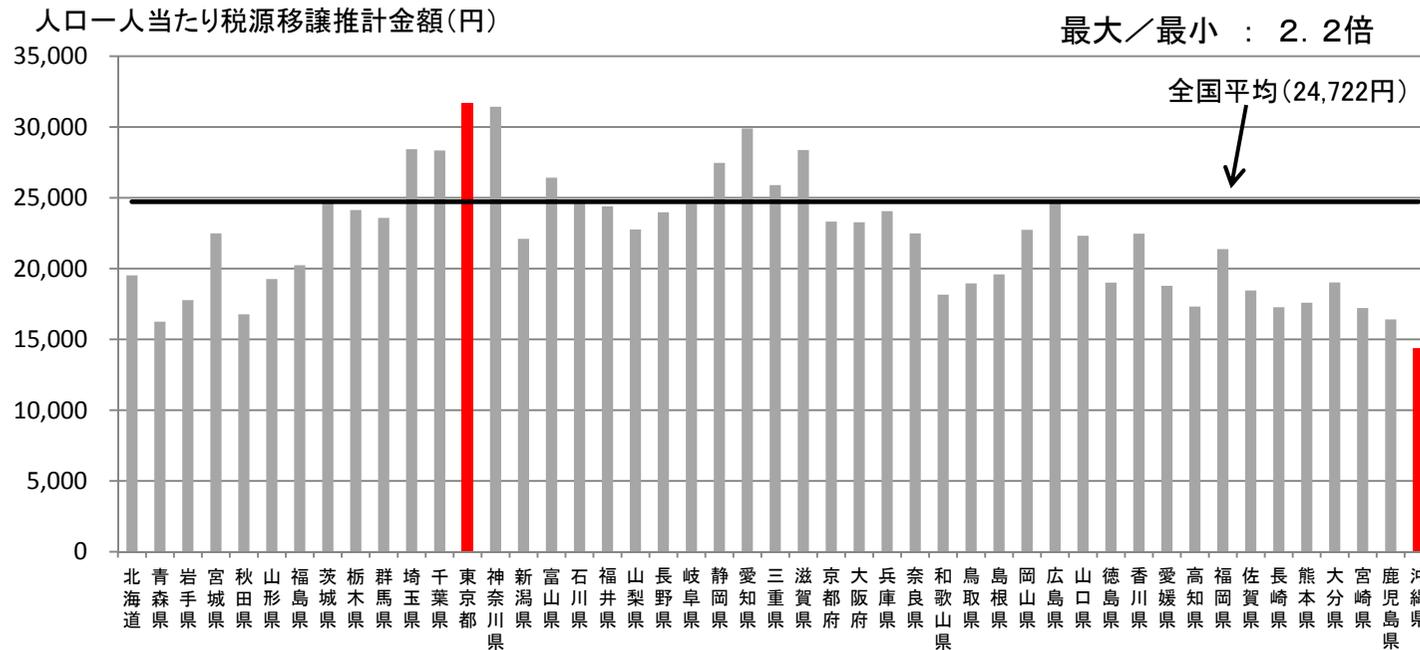
全納税義務者の総所得金額
等の合計に占める割合（%）



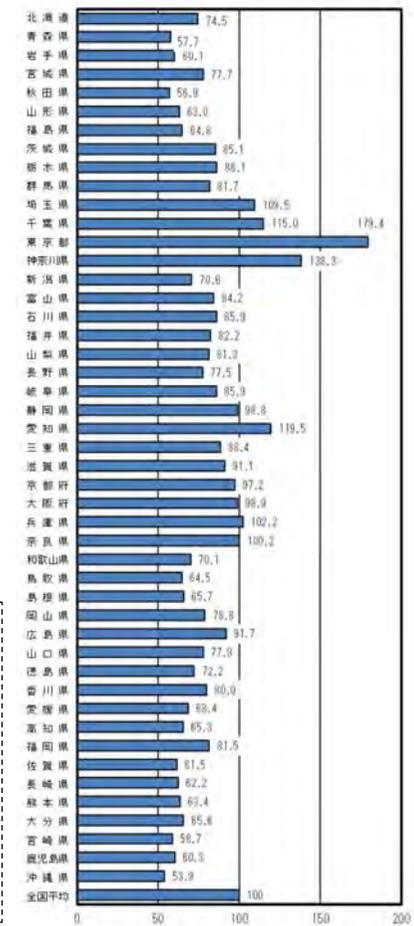
（注）総務省「市町村税課税状況等の調」より作成。

税源移譲による偏在是正効果

- 個人住民税所得割について、概ね税源移譲が実現した後の平成19年度税収額と、税源移譲前の平成18年度税収額の差は、約3.1兆円(≒税源移譲約3.0兆円+α(年度間変動))。
- この約3.1兆円について各都道府県別の人口一人当たり金額を見ると、最大(東京都)は最小(沖縄県)の2.2倍となっており、平成18年度の人口一人当たりの個人住民税収の最大/最小の3.3倍を大きく下回っている。



(参考)平成18年度の各都道府県別の人口一人当たりの個人住民税収の比較
最大/最小 : 3.3倍



(注)平成18年度及び平成19年度決算額、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より作成。

○ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(抄)
(平成24年8月22日法律第68号)

第七条
二
ニ 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格((2)において「地域社会の会費的性格」という。)を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。
(1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率(一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。)とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。

7. 個人住民税の性格

税制抜本改革法（抜粹）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

- イ 金融所得課税については、平成二十六年一月から所得税並びに個人の道府県民税及び市町村民税（二において「個人住民税」という。）をあわせて百分の二十の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成二十四年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。
- ロ 給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、その在り方について検討する。
- ハ 年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

- (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
- (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
- (3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

「わが国税制の現状と課題 － 21世紀に向けた国民の参加と選択 －」

(税制調査会) (平成12年7月) (抜粋) 1/3

第一 基本的考え方

四 税制の検討の視点

4. 地方分権と地方税財源の充実確保

(1) 地方分権の意義と地方税の役割

地方税は、地方公共団体が、このような行政を行うために必要な経費を賄うものであり、地域の共通の経費をその地域の住民がその能力と受益に応じて負担し合うものと言えます。このため、地方税については、負担分任性(分かち合い)や応益性を有する税制が望ましいとされています。地方税の負担を求めるに当たって、地方公共団体が、どの程度の行政水準を、どれだけの経費で実現しているのか、住民に対して情報公開を行い、説明責任を果たし、住民の参加と選択を求めることにより、責任ある地方自治が構築されます。地方税は言わば、民主主義の学校である地方自治の存在証明とも言えるものです。

(略)

(4) 地方税財源の充実確保方策の方向

上に述べた基本的な考え方に沿って地方税の充実確保を図る際には、所得・消費・資産等の間における均衡がとれた国・地方を通ずる税体系のあり方等を踏まえつつ、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築することが重要です。

地方税の基幹税目の中では、個人住民税や固定資産税は、安定的で税収の変動が少なく、どの地方公共団体にも税源が広く存在し、その偏在が少ないという性格を持っており、また、地方消費税は、清算を行うことにより、同様の特徴を有しています。個人住民税は地域住民が地域社会の費用の負担分任の原則の下に負担する税であり、受益と負担の明確化という観点や自治意識の涵養という点からその充実が望ましいと考えられます。

「わが国税制の現状と課題 — 21世紀に向けた国民の参加と選択 — 」

(税制調査会) (平成12年7月) (抜粋) 2/3

第二 個別税目の現状と課題

一 個人所得課税

3. 個人所得課税の課題

(5) 個人住民税のあり方

個人住民税は、基幹税として地方財政を支える税であるとともに、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格(負担分任の性格)や地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する対価として、対応関係を明確に認識できるという性格(応益性)を有しており、地方自治を支える税として位置付けることができるものと言えます。こうしたことから、個人住民税は所得税に比較してより広い範囲の納税者がその負担を分かち合うものとなっています。

個人住民税については、地方分権の推進や少子・高齢化の進展に対応し得る税制として、このような性格などを踏まえつつ、そのあり方を検討する必要があります。

「わが国税制の現状と課題 — 21世紀に向けた国民の参加と選択 — 」

(税制調査会) (平成12年7月) (抜粋) 3/3

第二 個別税目の現状と課題

一 個人所得課税

14. 個人住民税関係

(1) 個人住民税の意義

① 地方自治を支える個人住民税

個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格(負担分任の性格)を有していることから、課税最低限は所得税よりも低く、税率も緩やかな累進構造となっています。

地方公共団体は、住民に対し、日常生活に密着した様々な行政サービスを提供していますが、個人住民税は、このような行政サービスの実施主体である地方公共団体がその課税主体となり、受益者である住民に広く課税するものであり、住民は、身近な地方公共団体からの受益とそれに対する負担との関係を明確に理解することができます。

また、それにより、住民が地方行政に対する理解と関心を深めることとなり、地方自治の運営に参画することにつながるとともに、自ら負担する税がどのような行政サービスに使われるかを監視することにより、住民の需要に応じた効率的な地方行政が推進されることとなります。

(2) 個人住民税の現状

① 個人住民税の納税義務者数

平成11年度の市町村民税の所得割の納税義務者は、「市町村税課税状況等の調(自治省税務局)」によれば、5,232万人となっており、多くの住民が広く負担を分任していると言えます。このうち、所得税の納税義務を有しない者は233万人(4.5%)となっており、所得割のみの納税義務者(均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻(生計同一の妻)に対する均等割の非課税措置の対象者)は884万人となっています。

また、市町村民税の均等割の納税義務者は4,679万人となっており、このうち、均等割のみの納税義務者は331万人となっています。

(3) 個人住民税の課題

① 個人住民税の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できるものであり、このような明確化は、国・地方を通ずる行政の簡素化・効率化につながることもとなります。

② 所得割の所得控除と課税最低限

所得割の所得控除及び課税最低限のあり方については、個人住民税の負担分任の性格から所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものであるため、所得税と一致させる必要はないと考えられます。

④ 均等割

イ. 均等割の意義

均等割は、住民が地方公共団体から様々な行政サービスを受けている対価として、地域社会の費用の一部を等しく分担するものであり、負担分任の性格を有する個人住民税の基礎的な部分として位置付けられるものです。

また、少子・高齢化の進展に伴い、住民が税負担を広く分かち合うことが必要となっていることから、均等割が果たすべき役割は大きいものと考えられます。